

これからの日本とこれからの税制のあり方

——税務会計学研究70年の歩み・1990年代後期・前編——

富岡幸雄

目次

- I 1990年代後期——「公正税制志向の税務会計学」研究
——理念追求型の理想税制の建設を目指す活動——
- II 橋本政権により消費税増税が実施され経済が大低迷
——変節した村山政権が決めた「背信」の増税——
- III 古稀にあたり関係諸賢による古稀記念論文集の刊行
——中央大学商学部と交友研究者等からの論考——
- IV 退職に際し大学の総合誌・広報誌・教組新聞に寄稿
——「これまでの研学生活」の総括と回想記録——
- V いまの日本という国の難題といまの日本税制の問題
——活力ある強力な国家と税制の公正化が懸案——
- VI これからの日本のあり方とこれからの税制のあり方
——1995年度の尾崎行雄記念講演会で所見表明——
- VII 景気対策の決め手は勤労所得税と消費税を「ゼロ」に
——「夕刊フジ」の本日の論説委員長として表明——

I 1990年代後期——「公正税制志向の税務会計学」研究

——理念追求型の理想税制の建設を目指す活動——

1 村山政権が決めた「背信」の増税を橋本政権により実施され庶民いじめの消費税の膨大化が始まり深刻な経済不況が発生した激動の時期

1990年代後期の1995～99（平成7～11）年の時期は、1995年1月に阪神・淡路大震災、3月に地下鉄サリン事件、8月にMicrosoft Windows 95の発

売、12月に東京協和・安全信用組合事件が発生した。

1996年には、1月に橋本龍太郎自民党総裁が首相に就任し、自民、社会、新党さきがけの3党連立としての2代目の橋本政権が発足した。官房長官には梶山静六氏が起用され、2年半ぶりに自民党色となった。副総理兼大蔵大臣は社会党の久保亘氏、厚生大臣はさきがけの菅直人氏、農林水産大臣は自民党の大原一三氏、経済企画庁長官はさきがけの田中秀征氏であるなど多彩を極めていた。

1996年5月には、経営難で危険な状態にあった住宅金融専門会社（住専）への公的資金の投入が決定された。

1997年4月には、消費税が導入時の3%から5%へ税率引き上げによる増税が実施され、消費税の膨大化の幕開けとなった。11月には、遂に予想もされない三洋証券の破綻、北海道拓殖銀行が営業権を北洋銀行に譲渡を発表、山一証券が自主廃業を決めるなど、潰れることなど考えられない大金融機関が破綻する経済不況が激化した。

1998年4月には、改正日本銀行法が施行され、7月には小渕恵三政権が発足した。10月には、日本長期信用銀行を特別公的管理・国有化、12月には日本債権信用銀行を特別公的管理・国有化を断行した。

1999年2月には日本銀行がゼロ金利政策を実施、12月には、ロシアのエリツィン大統領が辞任、代行にプーチン首相が就任した。

2 消費税の膨大化を阻止し、これからの日本のあり方とこれからの税制のあり方につき講演をし論攻を発表し、理念追求型の理想税制への建設に懸命の努力を傾注した時期

背信と欺瞞の政治家による策謀により導入された大衆からの収奪マシンである消費税の税率引き上げによる膨大化が始まったことは「重増税国家」の招来をまねく危険な動向であった。

何としても、消費税の膨大化を阻止し、負担能力に適合し、所得再配分機能を果せる税制の公正化を実施しなければならない。このためこの時代は消費税シフトの現実妥協型税制への墮落を厳しく批判し、理念追求型の理想税制の建設を志向し、「税制再改革」を強く要求した時期である。

この時期においては、「これからの日本とこれからの税制」、「政治の民主主義と経済の民主主義」、「公正な税制の構築と活力ある社会の建設」、「日本改革への基本提案」、「国を支える中堅企業の活性への方策」などに力点を置いた研究に専念した。

3 古稀を迎え中央大学を定年退職し37年間の教壇生活に別れをつげ研究活動に専念化することができた時期

1995年3月末に37年間の長きにわたり勤務した中央大学を定年退職し教職と校務から解放され自由な環境になった。

同年4月1日には、中央大学名誉教授に就任し、研究活動に専念することになった。研究機関富岡総研を設立し、代表として税制・法律・会計・経営・財政・経済・社会・文化の研究とコンサルティングに専念し、公正と正義を貫く国民のための税制公正化の実現を通じ、経済の繁栄と政治への信頼を確立する「日本改革」を目指すこととなった。

古稀を記念して、私と学界において学問的交流を重ねてこられた諸学者、中央大学商学部において永年にわたり交誼を深められた諸教授ならびに中央大学商学部・富岡ゼミナール出身の有志により、「富岡幸雄博士・古稀記念論文集『税務会計研究の現代的課題』（第一法規出版、1995年3月20日発行、総頁850頁）」が刊行された。

なお、古稀祝賀会が私の誕生日である1995年3月20日に中央大学駿河台記念館の大会議室において開催された。

さらに、中央大学商学部の研究機関である商学研究会は機関誌である

「商学論纂」の第36巻第5・6号を「富岡幸雄教授古稀記念論文集」（中央大学出版部、1995年3月10日発行、総頁573頁）として刊行して下さり、学界において深い交友を重ねてきた学外の研究者と中央大学商学部の教授諸賢から貴重なる論文を頂くことができた。

II 橋本政権により消費税増税が実施され経済が大低迷

—変節した村山政権が決めた「背信」の増税—

1 増減税一体処理と消費税率の引き上げ

一夜にして消えた細川政権の国民福祉税であったが、この時に提案された先行減税、つまり増減税一体処理の考え方は、その後の税制改革で採用されることになった。1989（平成元）年度に導入された消費税は3%でスタートしたが、1997（平成9）年4月に5%に引き上げられた。この時に用いられたのが、1994～97年の3カ年にまたがる所得税・個人住民税の減税と、消費税の増税の組み合わせであった。

この税制改革は混乱する政局のなかで実施された。1994年4月に細川首相が退陣した後、羽田内閣が成立したが、少数与党の脆弱な政治基盤のもとで僅か2カ月で崩壊、6月には自民党、社会党、新党さきがけの3党からなる連立政権が誕生した。村山富市社会党委員長を内閣総理大臣とする新内閣が発足するという予想外の展開になった。これは政権奪還のために、自民党がとった破天荒な工作の結果であったといえよう。

この村山政権によって、増減税一体処理のなかで消費税率の引き上げを実施させる税制改革案が提示された。消費税に関しては、次の4項目が含まれている。

- ① 1997年4月1日より、税率を3%から5%へ引き上げる。
- ② 現行の地方譲与税のうち、消費譲与税を廃止し地方消費税を創設する。これに伴い消費税率引き上げ後の5%のうち1%を地方へ配分する。

- ③ 消費税の税率は、社会保障や行政改革の検討結果をふまえ、必要に応じ引き上げの半年前の1996年9月までに見直す。
- ④ 消費税の中小事業者に対する特例措置（限界控除や簡易課税制度など）を廃止・縮小する。

連立与党の中核となった社会党が、これまでの強硬な消費税反対の姿勢を崩し、消費税の増税を先導したことは、まさに変節であり、国民への裏切りといわざるを得ない。

この法案は11月に成立し、消費税率の3%から5%への引き上げは村山内閣から代った橋本龍太郎首相によって、1997年4月に行われた。3年前に制定された税制関連法には、消費税率の引き上げに関し半年前の見直し条項が付けられていた。しかし、さしたる議論もなく、当初の案通りに税率の引き上げは実施された。

2 当時回復途上にあった景気を再び悪化させた消費税増税に批判が集 中し消費税に漂う悪夢が増幅

1997（平成9）年4月に行われた消費税率2%の引き上げは、たしかに4、5月の消費支出をかなり減少させている。これは、その前の3月に顕著に現われていた、いわゆる駆け込み需要の反動によるものと思われる。

この1997年9月には、社会保険料が2兆円増徴され、先の消費税率の引き上げと、特別減税の中止を合せて、合計9兆円規模の国民負担増が発生した。

この事態を契機に景気の後退が激しく空前の不況が到来し、秋には山一証券、北海道拓殖銀行、三洋証券などの連鎖倒産による金融危機が発生し日本経済は大混乱を呈した。

当時、回復途上にあった景気を逆転して再び悪化させた元凶は消費税増税であり、消費税に漂う悪夢が増幅されている。

3 国民福祉税は大蔵省の「勇み足」と元内閣官房副長官が表明

政治家を超える官僚の超エリートとして、何代もの内閣を支えてこられた石原信雄元内閣官房副長官は、細川護熙政権による「国民福祉税」構想の失策を「大蔵省の勇み足」と表現して、当時の政権内部の内幕を、以下のように表明している（「日本経済新聞」2019年6月26日付、石原信雄「私の履歴書」25回）。

「当時は大蔵省の斎藤次郎次官も大物と呼ばれた。政治改革を優先する小沢代表幹事と予算編成を急ぐ武村正義官房長官が対立した際、斎藤次官を呼ぶと「政権が政治改革優先なら予算は遅れても構わない。国民生活に支障が出ない手を考える」という。このときは大物だと感じた。

米国はバブル崩壊後の日本に景気対策を求めている。政府は6兆円の所得減税を検討し、大蔵省は穴埋めに消費増税を考える。斎藤次官が小沢代表幹事と調整し、介護のゴールドプランの財源も含めて「ネガティブなことはいっぺんにやった方がよい」と消費税を税率7%の国民福祉税に衣替えする案が浮上した。

2月3日、細川総理が国民福祉税創設を表明する。斎藤次官はこれまで通り小沢代表幹事と話をつけておけばよいと踏んだのだろう。増税に慎重な武村官房長官や社会党に十分な根回しをしていなかった。私は大蔵省の小村武官房長を呼び「大丈夫か」と念を押すと「話を聞いてくれない」という。官房長官は総理の記者会見に同席せず、社会党とともに異を唱えた。

官房長官や社会党と、小沢代表幹事の対立は決定的になり、官房長官と総理もしっかりいかなくなった。ここから細川内閣はがたつき始める。」

大蔵省の消費税膨大化の策略のシナリオが手段を選ばずたくましく行われている姿が当時の政府関係者により証言され、まことに興味ぶかいものがある。

Ⅲ 古稀にあたり関係諸賢による古稀記念論文集の刊行

—中央大学商学部と交友研究者等からの論考—

1 古稀記念論文集「税務会計研究の現代的課題」の刊行

中央大学商学部富岡ゼミナール出身の門下生を中心に、学界において私と学問的交流を深めてきた諸大学の教授諸賢による「富岡幸雄博士古稀記念論文集『税務会計研究の現代的課題』」が第一法規出版より私の満70歳の誕生日の1995年3月20日に刊行された。

(1) 記念論文集の刊行の趣旨と由来

同記念論文集の刊行の趣旨は、編集委員会代表による同書の「序文」としての以下の記述で表明されている。

「中央大学教授・商学博士 富岡幸雄先生には、1995（平成7）年3月20日をもって、めでたく古稀を迎えられる。この論文集は、学界において先生と親密なる学問的交流を重ねてこられた諸賢ならびに中央大学商学部において先生と永年にわたり交誼を深めてこられた同僚の教授方のご支援を得て、先生より親しく学問を授かり薫陶を賜った門下生が力を併せ、先生のご古稀を慶祝し、先生への深甚なる尊敬の念と感謝の意を表するとともに、学恩にいくばくかでも報いたいと願ひつつ、先生に捧げるために編まれたものである。

先生は、1925（大正14）年3月20日、現在の山梨県大月市猿橋町にてお生まれになり、兵役によって学業の中断を余儀なくされた学生時代、行政官の職責を全うすると同時に学究者として著作活動に精励さ

れた大蔵省時代、研究・教育や大学行政に対する功績はもとより学界・社会活動においても類稀な事績を残された中央大学時代、のそれぞれを苦難と波瀾と栄光を体得されながら闘魂の限りをつくして一路邁進してこられた。

8人兄弟姉妹の長男として早くから家計を助けることが期待されていた先生にとって、1943(昭和18)年4月の横浜高等商業学校(現横浜国立大学経済学部)へのご入学は、かろうじて許された苦学の始まりであった。だが、先生は、1年8カ月在学の後、陸軍現兵役として召集を受けて中国大陸(中支)に出征され、陸軍士官学校(南京)にご入隊、師団で首席の成績をおさめられての見習士官任官の直前に敗戦に遭遇、1946(昭和21)年1月に復員されたが、その時は既に同校を卒業しておられた。この時代の多くの学徒と同様、先生は、勉学の機会を奪われ、祖国のために身命をなげうたれたのである。

復員後の1946(昭和21)年4月、先生は、横浜高商にて黒澤清先生から会計学の神髄を授かっておられたことが縁で大蔵省にご就職、以来14年間にわたり、郷里の大月税務署、中野・淀橋・日本橋の各主要税務署および東京国税局直税部において主に法人税行政事務に従事された。大蔵省時代の先生は、東京国税局長より模範職員として表彰を受け、2階級特進されたことから明らかなように職務に励まれ、特に法人税の審理と納税者団体の指導の面で顕著な業績をお挙げになった。このように先生は、戦後の波乱期にあった税務行政の民主化のため、若き情熱を注がれて大いに貢献されたのであるが、一方では、寸暇を惜しみつつ学問に打ち込まれた。向学の念に燃えて、先生は、食料にもこと欠く厳しい環境のもと、1947(昭和22)年4月に中央大学法学部へ進学され、1950(昭和25)年4月から同大学大学院商学研究科において井上達雄先生の門下で会計学等の研鑽に努められるとともに

に、大学院在籍中に極限まで睡眠時間を削って、実践と経験の濾過から理論を探究し、担当しておられた法人税行政事務の学的体系化を企てる税務会計理論形成に向けての旺盛な著作活動を開始されたのである。なおこの時代、先生は、法学部在学中であった1949（昭和24）年の第1回公認会計士2次試験、大学院在学中の51（昭和26）年の第1回税理士試験、53（昭和28）年の公認会計士3次試験のそれぞれに合格という栄冠を勝ち取られた。蛇足ながら、先生の税理士試験合格証書に「第1号」と記されていることを付言しておきたい。

かかる税務会計研究の成果としての業績がやがて斯界で評価されるに至り、先生は、1958（昭和33）年4月から中央大学商学部で「税務会計論」を兼任講師としてご担当、1960（昭和35）年4月には母校からの招聘に基づき東京国税局をご退職のうえ、同学部に助教授としてご就任、官界から学界に勇躍進出されたのである。

中央大学時代の先生は、学術研究面では、税務会計学の学的体系の構築とその内容の充実、税務会計原理論の精緻化と体系化、税務会計研究の領域拡張と内容的深化、税務経営管理論の体系的整備と新展開、国際税務会計学の創成と拡充、といった諸課題に精力的に取り組まれ、ついに「富岡税務会計学」と称すべき独自の壮大な学的体系を樹立された。このような研究業績の集積により、先生は、1965（昭和40）年に教授となられ、75（昭和50）年には「税務会計原理に関する研究」と題する論文により同大学から商学博士の学位を授与されるに至った。そして近年、先生は、税務会計学を超えてこれを中核とした「総合租税科学」の建設に全霊を傾注しておられるのである。これらの研究活動の成果として取りまとめられた著書・論文は、枚挙にいとまがない。

教育面でも先生は、これまでに大きな足跡を残してこられた。先生

の「税務会計論」の講義は、開設以来“名調子”で学生の人気を集めてきた。税務行政上の豊富なご体験に基づく理論展開は、極めて説得的であった。「富岡税務会計学」を知的武器とした税制改革への鋭い挑戦に話が及ぶとき、教室にはある種の緊張感がみなぎった。ときには、漫談調が飛び出す“富岡節”に爆笑が渦巻いた。それは、居眠りをしたくてもできない講義であったといえよう。

また、先生は、「不撓不屈」の精神をモットーとしたゼミナールにおいて、学生には常に学問的最先端の課題を与えつつ、激しい情熱をこめて指導に当たってこられた。大学院・学部合わせて400名を超える富岡ゼミ出身者は、いまや各界で大いに活躍しているところであるが、全員厳しい論文審査に合格した苦しくも貴重な体験を共有し、お互いに強い絆で結ばれて「富岡会」を構成している。しかも、富岡ゼミ出身の有志は、“背広ゼミ”である「白門研友会」と専門家集団による「総合租税科学研究会」を結成し、先生のご指導を頂きながらいまなお盛んに研究活動が続けている。言葉は適当でないが、“アフター・サービス万全”の富岡ゼミなのである。

先生の大学行政面での功績にも、特筆すべきものがある。先生は、大学紛争期の1974（昭和49）年度の学生部委員に続き、76（昭和51）年度に寿命を縮めるほどの激戦とされていた学生部長を務められ、多摩移転を目前にした78（昭和53）年の新春には、期末試験実施対策本部長として大学に泊り込みで暴れまわる学生集団と対決し、陣頭指揮に当たられてその任務を全うされた。さらに、先生は、多摩移転を可能にする前提としての学生の住居を確保するため、地域の土地所有者に呼びかけて「中央大学協力下宿」を1,500軒完成させ、その管理運営の実質的責任者として10数年にわたりその職責を遂行してこられた。

伝統ある中央大学経理研究所では、先生は、1968（昭和43）年7月

から2年近く、研究部長の任にあって機関誌『経理研究』を市販化されるなど、研究環境の改善に努められた。そして81（昭和56）年3月には、第4代所長にご就任、3年半にわたった任期中に講座部の大幅拡充を断行され、研究所の財政基盤確立に大きく貢献されるとともに、公認会計士受験指導のための奨学特設コースを創設されるなど、職業会計人育成の体制拡充に奮闘された。だが、この時期の激務が引き金となって、先生は、83（昭和58）年11月、遂に病に倒れ、数ヶ月間入院されることとなった。

一方、学界において先生は、常時、第一線で論陣を張ってこられた。「日本会計研究学会」では、1959（昭和34）年の第18回大会以来、統一論題と自由論題で実に12回も報告され、64（昭和39）年度には早くも「学会賞」を受賞、さらに同年度に発足した「税務会計特別委員会」の委員としてその報告書の作成に際し中心的な役割を果たされたのであった。また、先生は、89（平成元）年3月に「税務会計研究学会」が、同年12月に「日本租税理論学会」がそれぞれ設立されるに当たり存分に指導力を発揮され、前者では副会長、後者では事務局構成理事として、引き続き両学会の運営に重責を担って活躍しておられるところである。

そして、先生は、「富岡税務会計学」の実践的応用理論に依拠した様々な税制のあり方に関する主張を、著書、雑誌、新聞、週刊誌、テレビ、ラジオ等を通じて世に問われ、その実現に向けての活動を極めて精力的に展開してこられた。例えば、1983（昭和58）年度の「事業継承税制」創設に先立ち、先生は、通産省の研究会座長として独自の「財産税務会計理論」に基づく『報告書』を取りまとめたうえ、政府税制調査会の特別委員として身命を賭しての論戦に挑まれ、その創設を可とする答申づくりを主導された。また、86（昭和61）年から87（昭

和62)年にかけて、先生は、「大型間接税不要論」を多様な媒体によって流布されるとともに、全国的な講演行脚を取行、中曽根内閣の「売上税構想」を挫折に追い込んだ世論の形成に少なからず影響力を發揮されたのである。

以上のように「行動する学者」として常に意気軒昂であられた先生は、還暦をお迎えになる時、「現役」であるとの理由で「記念論文集」の刊行に賛意を示されなかった。このことは今回も同様であったが、門下生有志がまげて承諾下さるようお願いしたところ、先生には翻意して頂くこととなり、本論文集の刊行事業が企画される運びとなった。そこで、当編集委員会としては、一昨年来、「富岡幸雄博士古稀記念事業実行委員会」(委員長：高畑公一・富岡会幹事長)の方針に基づき、「富岡幸雄博士古稀記念論文集刊行委員会」(委員長：神野宗介・総合租税科学研究会運営委員長)との協議を重ねつつ編集作業を進めてきたところ、幸いにも学界、中央大学商学部および「富岡会」の多くの皆様方から絶大なるご協力をお寄せ頂き、ここに「富岡税務会計学」の全領域を網羅した56編の論攻によって構成する『税制会計研究の現代的課題——富岡幸雄博士古稀記念論文集』の完成をみることができた。掲載させて頂いた論攻は、いずれも「税務会計研究の現代的課題」に相応しいテーマを取り扱った力作と僭越ながら思量している。これまでに執筆陣の皆様方から賜った数々のご高配とお力添えに改めて心から感謝申し上げる次第である。また、この出版のため辛抱づくかつ適切に対応して下さった第一法規出版株式会社北海道支社の岡内彪氏と大島渉氏にも、深謝の意を表するものである。

ところで、先生は、本年3月末をもって中央大学を定年でご退職される。このため、昨年12月14日の「最終講義」を皮切りに、翌15日の教員を対象とした「公開研究報告」などの諸行事が執り行われたので

あるが、それらの場で、先生は、現在取り組んでおられる「不公正税制是正論」の租税社会学的展開を通じての「日本税制の再建」を目途とした「公正税制達成の税務会計学」の建設をなし遂げた暁には、さらに進んで、租税問題のみならず世の中の諸々の不公正にかかわる問題を対象とした「日本改革」のための「社会公正達成の総合科学」を建設したい、という遠大な抱負と構想を披露された。

このように、先生は、古稀を迎えられても依然として現役の学者であられ、いま青年のごとく大志を抱いてロマンに溢れた未来に飛翔しようとしておられる。永年にわたり昼夜を別たず進めてこられた著作のお仕事は、ますます快調とお見受けする。先生を敬愛するわれわれ門下生にとって、誠に慶ばしい限りである。

富岡幸雄先生におかれては、今後ともご健康に恵まれ、引き続き後進の指導と学界の発展のためにご尽力下さるよう、そしてさらなる学問的成果をもって社会の改革と政治の刷新に一層ご貢献されるよう衷心より祈念申し上げる次第である。

1995（平成7）年2月

編集委員会 代表 畑山 紀
児島康雄
菅原 計
大淵博義

(2) 記念論文集の執筆者の氏名と役職

古稀記念論文集「税務会計研究の現代的課題」への論文執筆者の氏名と当時の役職は、次のようである。

〈第1編 学理編〉

- 畑山 紀 札幌学院大学教授・税務会計研究学会理事・日本租税理論学会理事
- 神森 智 東亜大学教授・松山大学名誉教授・税務会計研究学会副会長
- 武田 隆二 大阪学院大学教授・神戸大学名誉教授・経営学博士・日本簿記学会会長
- 辻山 栄子 武蔵大学教授・経済学博士・企業会計審議会幹事
- 檜田 信男 中央大学教授・商学博士・日本監査研究学会常務担当理事
- 中瀬 忠和 中央大学教授
- 斎藤 明 創価大学教授・商学博士・税務会計研究学会理事
- 白鳥 栄一 中央大学教授・国際会計基準委員会議長
- 浦野 晴夫 中京大学教授・経営学博士・税務会計研究学会理事・日本租税理論学会理事
- 中田 信正 桃山学院大学教授・商学博士・税務会計研究学会理事
- 柳 裕治 専修大学教授
- 山本 守之 税理士・日本税務会計学会会長・税務会計研究学会理事
- 菅原 計 東洋大学教授・日本租税理論学会理事
- 大淵 博義 前税務大学校教授
- 神山 敏夫 公認会計士・中央大学経理研究所講師・日本公認会計士協会理事
- 中島 茂幸 北海学園北見短期大学教授
- 大江 晋也 公認会計士・中央大学経理研究所講師・日本税務会計学会副会長

- 佐藤 進 中央大学教授・商学博士・日本管理会計学会副会長・
日本原価計算研究会理事
- 藤原欣一郎 九州国際大学教授・税務会計研究会理事
- 渡辺 充 小樽女子短期大学助教授・税務会計研究会幹事
- 倉茂 道德 高千穂商科大学教授
- 児島 康雄 上武大学教授
- 高木 克己 駒沢大学助教授
- 吉牟田 勲 筑波大学教授・税務会計研究会理事
- 中島 照雄 足利工業大学助教授・税務会計研究会理事
- 市川 深 東京経済大学教授・日本租税理論学会監事
- 平川 忠雄 税理士・中央大学経理研究所講師・(社)日本税務研究セ
ンター研究委員
- 右山昌一郎 税理士・法学博士・日税連税制審議会専門委員長・税
務会計研究会理事
- 平川 征雄 税理士・中央大学経理研究所講師
- 芳井 清 公認会計士・中央大学経理研究所講師
- 湖東 京至 静岡大学教授
- 井上 隆司 湘南短期大学教授・経済評論家
- 岩村 譲一 公認会計士・中央大学経理研究所講師・日本公認会計
士協会総務委員会委員長
- 石崎 忠司 中央大学教授・日本社会関連会計学会理事・日本財務
管理学会理事
- 中村 利雄 公認会計士・中央大学法学部講師
- 〈第2編 実務編〉
- 高畑 公一 税理士・東京税理士会常務理事
- 神野 宗介 税理士・経営士・東京税理士会相互扶助委員会委員

大高 昇	税理士・東京地方税理士会川崎南支部副支部長
秦 瑛	税理士
森本 進	平川忠雄税務会計事務所
小宮山 隆	大蔵事務官
斎藤 和雄	アプライド マテリアルズ ジャパン(株)
田島 隆雄	税理士・行政書司
宮澤 俊文	(株)道玄坂エンタープライズ
三島 浩光	公認会計士杉田純事務所
山中 勝雄	税理士・中小企業診断士
勝木 重三	公認会計士・日本公認会計士協会理事
牛山 常平	金光食品(株)・日本豆腐協会理事
高橋 俊夫	(有)タカハシファミリー&カンパニー・日専連松山会理事
増岡修二郎	堀川産業(株)
高橋 湊夫	税理士・(社)日本医業経営コンサルタント協会綱紀監査 委員会委員長
渡辺 実	税理士・行政書司
白銀 和夫	税理士・(財)大蔵財務協会相談役・全法連税制委員
島崎 雅子	公認会計士杉田純事務所
沼田 道孝	(株)第一経営相談所
水谷 彬	三鬼商事(株)

2 「富岡幸雄教授古稀記念論文集」の刊行

中央大学商学研究会による『富岡幸雄教授・古稀記念論文集』が中央大学出版より1995年3月10日に刊行された。

(1) 古稀記念論文集の刊行の趣旨と由来

同記念論文集の刊行の趣は、当時の中央大学商学部長・中央大学商学研

研究会会長の松本正徳教授による同書の「序文」としての以下の記述で表明されている。

「1960年4月から、中央大学商学部に助教授として招聘されて以来、税務会計学の領域で、研究・教育に多大な貢献をされてこられた富岡幸雄博士は、本年めでたく古稀の賀を迎えられた。心から祝賀を申し上げたい。同時に、定年によって、永年立たれた教壇を去られることになった。なんとも、残念なことと言わざるをえない。

先生は、旧制横浜高等商業学校（現在の横浜国立大学経済学部）を卒業されて後、東京財務局に職を得られ、大蔵事務官および国税実査官として活躍されながら、旧制中央大学法学部、旧制中央大学大学院商学研究科に学ばれた。その間、『税務上の損益計算』（1951）、『税務損益論』（1955）等の著書を刊行されている。大変な努力といえよう。中央大学には、1958年に、兼任講師として招かれ、1960年4月から、専任の助教授として活躍されるのである。

当時、先生の専攻された税務会計学は、まだ未開拓の領域も多く、理論的体系化も未整理の部分が多かった。先生は、豊かな実務経験に基づいて、「税務会計論」を「税務会計学」として昇華され、学問としての完成に努力された。そして見事にその重責を果たされたのである。1964年には、論文「企業会計と税務会計の調整」により、「日本会計研究学会賞」を授与され、また、1975年には、この間の研鑽の集大成である学位論文「税務会計原理に関する研究」により、中央大学より商学博士の学位を授与されている。1965年には教授に昇格され、また1968年からは大学院商学研究科も担当され、御自身の研究をますます深化させるとともに、優れた研究者の養成にも努力されてきた。

先生のご専門が私達にとっても、最も身近な税務会計学というこ

ともあって、公表されている著書・学術論文は、枚挙のいとまがない程である。その一つ一つを紹介することは、ここでは到底不可能なことであるが、先生の研究者としての実績の集大成は、中央大学の学術図書として刊行がなされる大著『税務会計原理論』（1995年）に見ることが出来る。この著書は、「税務会計学方法論的基礎」、「課税所得概念論」、「税務会計原則論」の3部17章からなる大著であるが、ここで先生は「税務会計学の方法論的基礎を論究し、その学的形成を主張」されるとともに、「税務会計学の原理論的研究領域における課題である課税所得の概念構成および計測原理に関する研究」を展開されている。本書は今後の税務会計学の研究の指針として、また、後進の研究者にとって最も基本的で、かつ、重要な業績として不朽の価値を持つものとなるであろう。

先生の学会における活躍も、目覚ましいものがあつた。先生は、「日本税務会計学会」顧問、「日本会計研究学会」評議員、「税務会計研究学会」副会長、「日本租税理論学会」理事などの要職を務められ、また、政府税制調査会特別委員も務められている。特に消費税問題での先生の活躍は、未だに私達の記憶に新しいところである。同時に、学内においても、学生部長や経理研究所所長、学校法人中央大学評議員などを歴任され、大学の発展のために多大な貢献をなされたのであつた。

先生の中央大学商学部、同大学院商学研究科での研究・教育、また、学会や社会での活躍に対し、私達後進は、多大な尊敬と感謝の念を抱いている。今後とも、中央大学の将来を見守り、温かい御指導と御支援とを賜われれば、私達にとって、これほど嬉しいことはない。

今般、中央大学商学部の研究機関である商学研究会では、機関誌である「商学論纂」の第36巻第5・6号を「富岡幸雄教授古稀記念論文集」として編纂し、刊行することとなった。このような記念論文集を

刊行し、富岡先生の中央大学に対する多大な貢献と功績に感謝の意と、深甚な敬意を表することができるのは、後進としての私達にとっても大なる喜びである。また、商学部教授会は、先生を名誉教授に推薦する手続きを進めている。先生が、今後ともますます御健勝で、一層研究を進展され、学会の発展に貢献されることを祈念してやまない。

1994年12月

中央大学商学部長

中央大学商学研究会会長

松本正徳」

(2) 記念論文集の執筆者の氏名と役職

中央大学商学研究会の「富岡幸雄教授古稀記念論文集」への論文執筆者の氏名と当時の役職は以下のようである。

武田 昌輔	成蹊大学名誉教授 経営博
井上 久彌	日本大学商学部教授
高井 家治	追手門学院大学名誉教授
河野 一英	大東文化大学名誉教授 商博
河合 秀敏	愛知大学経営学部教授 経営博
右山昌一郎	税理士 法博
中平 榮一	駒澤大学経営学部教授
君塚 芳郎	作新学院大学経営学部教授
山下 幸夫	中央大学商学部教授 経博
佐藤 進	中央大学商学部教授 商博
田中 茂次	中央大学商学部教授 商博
岡地 嶺	中央大学商学部教授

吉沢 四郎	中央大学商学部教授
白鳥 栄一	中央大学商学部教授
亀山 三郎	中央大学商学部教授
岸 真清	中央大学商学部教授 経博
浅倉 和俊	中央大学商学部専任講師
菅原 計	東洋大学経営学部教授
大淵 博義	前税務大学校教授
中島 照雄	足利工業大学経営工学科助教授
畑山 紀	札幌学院大学商学部教授

IV 退職に際し大学の総合誌・広報誌・教組新聞に寄稿

——「これまでの研究生活」の総括と回想記録——

1 中央大学の総合誌『中央評論』に「闘う税務会計学への私の学問研究の歩み」を発表

中央大学を定年退職するにあたり、最終講義をはじめ研究所での研究発表、関係機関誌への寄稿の要請など、多くの課題がよせられた。

中央大学の総合誌、月刊『中央評論』誌から寄稿を求められ「闘う税務会計学への私の学問研究の歩み—37年の最終講義のこぼれ話—」(211号、47巻1号、1995年4月号)を記述した。

その全文を掲載すれば、以下のようである。

(1) ファイナルイクザミネーション

——中大退職年度のイベント——

私は中央大学での37年間にわたる教壇生活の最後のしめくくりとしての最終講義を昨年12月14日、忠臣蔵の大石内蔵助以下47士の討ち入りの日に行った。

題して「税務会計研究の回顧と展望—我が半生の軌跡—」であった。翌

日の東京新聞は朝刊の社会面のニュースバザールに、「“マルサの博士”最終講義」の見出しで、次のように報道した。

「税務会計学の創始者で、不公正税制の是正を訴える中央大学商学部の富岡幸雄教授が来年3月の退官を前に14日、同大学の最終講義を行い、『政治が混迷、墮落して、政治家と官僚に公正税制の実現への意欲が欠けている分だけ、学者が立ち上がらなければ』と決意を示した。

富岡教授は、税を会計学的に研究する税務会計学を創始、確立した学者であるとともに、国税庁勤務の経験を踏まえ、『税制の不公正を除去すれば税の増収は可能で、消費税は必要ない』と主張してきた。

最終講義でも、富岡教授は自らの税務会計学研究を回顧した後、『税は知れば知るほどひどい、現代社会の怪物です。あらゆる学問が垣根を越えて協力し、その不公正にチャレンジしていかなければならない』と話し、集った教え子の公認会計士や学生らから盛んな拍手を浴びた。』

また、私は、この最終講義の翌日である12月15日には、中央大学企業研究所主催の公開特別研究会において、「私の税務会計研究の軌跡」と題し、この3月末と一緒に定年退職される私が畏敬してやまない経営学専攻の山下幸夫先生とともに、多くの教職員や大学院生を前に研究報告を行った。

さらに、それより前、昨年7月9日には、お茶の水の駿河台記念館を会場に、「これからの日本と企業経営」を統一テーマとする企業研究所の公開講演会で、「これからの日本とこれからの税制—税務行政と税務会計研究の経験を通して—」と題し、500名を超えるOBや一般社会人、それに本学教職員の方々のご出席、特に恩師である名誉教授の井上達雄先生のご出席までを得て講演を行った。

中央大学教授の任務を完了し退職させてもらうためには、いろいろな関門であるファイナルイクザミネーションに合格しなければならなかったようにも思えた。

本稿では、これら3つの講義の「背景」につきあまり専門に立ち入らない範囲において紹介しながら私の学問研究の歩みの一端につき述べることにしよう。

(2) 親父をだまして上級進学

——自らの自信への起爆力——

1925（大正14）年、山梨県の寒村に小規模な小売商を営む豊かではない家の8人兄弟姉妹の長男として生まれた私は、いまの普通高校にいかずに商業高校（旧制の商業学校）である山梨県立谷村工商学校（現在の谷村工業高校）商業科に進学した。昭和ひと桁の小学生時代は、昭和恐慌の嵐のふきすさぶさ中にあり日本経済は厳しく、この地方の人々の生活も貧困を極めていた。次第に戦時体制に移行しつつある時代に自営業の辛さが骨身にこたえた両親は、私をサラリーマンにするべく苦しい家計のなかを無理して商業学校にいかせてくれたのである。すでに満州事変は発生し、中国大陸への進行の戦火が急速に拡大されつつある時代であった。

私どもは、戦時体制の激化に伴い軍需産業への労働力確保のため3ヶ月の繰り上げ卒業により谷村工商学校を卒業した。父親は就職して働くことを強く求めたのではあるが上級学校に進学したいという私の希望に母親が絶大なる理解を示してくれ、「それでは最も難しい学校を受験だけさせてやって下さい」と、父親をだます形にして旧制横浜高等商業学校（現在の横浜国立大学経済学部）を受験することができた。

当時の横浜高商は商業学校出身者には難関とされていたが、幸いにも合格することができ天にも昇る歓喜に溢れたことは今でも鮮明である。私のこれまでの人生で、この時の感動が最高であり未だこれを越えることを経験することはなかった。それは、田舎の実業学校生が、出身校の教師や学友などの予想を裏切り、父親の「どうせ受験しても合格はしないだろう」という期待に反し、僥倖にも高望みをした第一志望校に合格することがで

きたからである。

合格してから入学手続きまでの間の、我が家の大戦争では、進学を熱願する息子のために開き直った母親が、頑固な父親を徹底攻撃し遂に入学資金を借金させて希望をかなえさせてくれた。私は、この畏敬してやまなかった賢母つねのお陰で基礎学歴を獲得することができ、社会に出て、いささかなりとも、その力を発揮することができたのである。実は、このようにして横浜高商に進学できたことが、私の人生において、自らに自信をつける起爆力になったものと思われるのである。

(3) 勤労働員と陸軍現役兵

——勉強ができなかった苦しい時代——

旧制横浜高商に入学したのは1943（昭和18）年の春であったが、太平洋戦争の戦局は緊迫し、その年の秋には、文科系学生の徴兵猶予の撤廃による学徒出陣があり、学園環境は激変し、学業に専念できたのは僅かに1年間だけであった。2年次となった翌44（昭和19）年からは、勤労働員として横須賀の海軍工廠で兵器の生産業務に従事させられた。

当時の軍は、国家の生産力のすべてを軍需生産に狩り出し、学校は授業を中止して学生も労働力として動員したのである。海軍工廠では、敵の飛行機の来襲を信号する電波探知器の製作に従事したが、経済学を学んでいる文科系の学生の活用の仕方としては拙劣ではないかと不信の念を持った。

我々は経済学を学ぶことによって国に尽すのだと学問への執着がもたせがたく、かくれて経済学の書物を読んでいるのを憲兵に見つけられ酷い目にあわされたことなどもあった。

やがて、徴兵適齢が満20歳から19歳に切り下げになり1944（昭和19）年の12月に現役兵として陸軍に召集された。原隊は山梨県甲府の歩兵第149連隊であるが軍の都合により群馬県高崎の連隊に入隊した。北風の吹きすさぶ寒い日であった。

学生服を脱がされダブダブの軍服と足に合わない軍靴をはかされた。まわりはすべて上官であり敬礼ばかりさせられている陸軍二等兵である。

翌1945（昭和20）年の1月早々、中国大陸に向け出発した。歩兵第149連隊・鶏3063部隊の本隊は中国の上海方面に出征しており、これに合流するためである。当時、玄界灘は米軍の潜水艦が出没し海上輸送は危険な状況にあり、朝鮮半島を北上し、満州を経て、北支を通り中支に入るという長旅であった。

初年兵教育は中支の山奥で警備を兼ね時々の敵襲を受けながら行われた。いわゆる陸軍内務班の人権無視の非人間的な地獄生活の中で猛訓練を受け戦闘能力を持った兵隊として鍛えあげられた。当時としては、日本の青年男子がすべて逃れられない宿命にあった体験であり苦渋に満ちたものであったが、いまにして思えば貴重な経験でもあった。3ヵ月間の1期の訓練の成果の検閲は上海のキャーワンの広大な競馬場で受けたことを記憶している。

私は間もなく、幹部候補生の志願を命ぜられ、陸軍主計将校を目指し試験を受けた。そして、或る夜、電気のない暗闇の民家の内務班にワラにもぐって就寝していたところ、夜中に班長の伍長殿にたたき起こされ、「富岡二等兵、起きろ、陸軍兵科甲種幹部候補生に合格したぞ、しかも、連隊で一番の成績だぞ、おめでとう。」と伝えられた。真暗の中で目をこすりながらこれを聞き、「そうか、頑張るぞ。」と自分に言い聞かせ、またワラの中にもぐったことを覚えている。

翌日、隊長からの説明によれば、戦局重大なときであり、兵科第一主義で、主計はボリから3名が入り私は連隊で1番、師団でも1番であったので、兵科甲種幹部候補生に採用された由であった。2等兵から、一挙に下士官である伍長の位に進級した。

軍隊では階級が同じ者の間では成績が上の者が先任者として指揮官にな

る。私は、数多くの連隊から構成される鶏師団の幹部候補生百数十名を引率して、師団長の陸軍中将閣下に敬礼した。その時の口上は、次のようであった。

「申告いたします。陸軍兵科甲種幹部候補生富岡幸雄以下百何名は、只今より南京の陸軍士官学校に向けて出発致します。敬礼。」

南京城外の孫文の墓のある紫錦城の麓にある陸軍士官学校で第一線の戦闘での現地指揮官となるための猛訓練を受けた。我々は9月1日に陸軍少尉となる見習士官に任官し第一線に配属されるものと予定されていたようである。あるいは南洋方面か、北は満州にいかされるかも知れない。いずれにしても生き永らえてもせいぜい1945（昭和20）年の暮ごろまでの命であろうと自ら覚悟していたというのが真相である。

（4）税金問題との出会い

——腰かけのつもりでの勤務が奇縁——

敗戦の日である1945（昭和20）年の8月15日は、日本軍が占領している中国大陸の全土を統括する南京の防衛司令部にいた。その後の現地における波乱に満ちた幾多の貴重な経験については本稿では省略するが、翌46（昭和21）年1月に九死に一生を得て内地に復員した。

ところが、横浜高商は、前年の1945（昭和20）年9月に、既に卒業させられてしまっていた。授業も受けず試験もなく、本人は軍人として外地にいつている間に卒業したのであり不思議な出来事であった。

そこで、これから大学に進学し本格的に勉強しようと計画したが、敗戦直後の厳しい環境でもあり、とても父親の許しを得ることができる状況でもないことは明らかであった。また、戦災で焼野原となった都会には就職できるような会社もみつからなかった。仕方がなく郷里の両親のもとにいたが、いつまでも、ブラブラしていることもできないので、その年の4月に、まったく一時的な腰かけのつもりで職を求めたのが地元にある大月税

務署であった。

高商で簿記会計を学んだということで直ちに直税課法人税係に配属された。そのときに、よく読んでおくようにと渡されたのが、「法人税法」という、いかめしい法律であった。これが、まさに、私と税金問題、税法との出合いの場面である。

税務行政の最前線の仕事のうちで私が担当させられたのは、法人税の賦課のために会社の会計帳簿の検査をする税務調査であった。ここで、商業学校や高商時代に学んだ簿記会計の知識が実践的に活かされた。多くの会社の経理や経営の実際をみることを通じて、企業の会計や経理の実態が何であるか、を経験的に学ぶことができた。

しかし、役所に勤めてみて痛感したことは、簿記会計や会計学、経済学、財政学、商業学の知識とともに、どうしても法律の知識が必要となり、法学をも本格的に学ばねばならないということであった。初めて、「法人税法」を読んだとき、何故に、こんな難しい表現や言いまわしをしなければならないのであろうか。俺も頭は悪いが、この条文を書いた人も、あまり頭が良くないのではないか、と思った。しかし、自分は体系的に法律を学んでいないのであるから、今はあまり発言できないと考えた。

そこで、役所に勤務しながら法律を学べる大学に入り、本格的に勉強することとし、翌1947（昭和22）年4月に中央大学法学部の夜間部に入学した。選んだ基準は授業料の安い交通便利な一流大学ということであった。

ところが、山梨県の大月から役所の勤務が終って神田駿河台にある中大の教室に着く頃には2時間目の授業が始まっており、3時間の授業が終って混雑を極めた夜行列車で帰宅するのは夜中の2時すぎであった。これではとても続かないということで、署長にお願いして、東京に出してもらふこととし、その年の6月に「中野税務署転勤を命ず」との辞令を手にし上京することができた。

荷物は小さな風呂敷づつみ1つだけであり、住まいは役所の上司にお願いして、中野の鍋屋横町近くの材木屋の倉庫の隅に畳2枚に囲いを作ってもらい居所とした。それから税務官庁に勤務する公務員と中央大学に通学する学生としての生活が始まった。

(5) 公務員と学生の兼業時代

——厳しくも貴重な行政経験を体得——

当時は敗戦直後のことであり、東京は、まさに廃墟と混乱の渦中にあった。人々は飢餓とたたかいながら生活の糧を求めてさまよい、バラックを建て、次第に生産を再開し、かろうじて復興に向けて立ち上がろうとしているときであった。

しかし、生産設備は徹底的に破壊され、経済秩序は完全に崩壊し、経済統制違反である闇取引が日常的に横行し、そのうえ極めて激しいインフレーションの渦中にあった。税務行政は、苛酷な税制のもと、占領軍の機関銃による脅しでの命令による割当て課税による苛烈なる徴税が強行された時代であった。このため、税務行政も混乱と混迷を極めており、納税者と税務署との争いには、まことに厳しく激しいものがあり、行政の最前線にある者として、多くの辛く苦しい経験をした。

東京都内における勤務は、その後、淀橋（いまの新宿）を経て日本橋に移った。当時は、未だ国税局調査部のなかった時代であり、日本橋税務署は、我が国で租税収入が一番多い最大規模の税務署で、日本の代表的な大企業の集中している地域を管轄していた。いろいろな業種や業態の企業の実態、超一流の巨大会社の経営や経理の実相を税務調査を通じて、その側面や裏面から解明することができた。一流企業のトップの経営者にも直接お会いし、いろいろなことを尋ねることができた。

この時代、法人税法や関係法令、取扱通達、課税の先例などを徹底的に学び、これを個々の企業の課税に適用する仕事を習得することができた。

それとともに、そのための前提として、財務会計をはじめ原価計算の実際や、監査技術の手法などを実地に学ぶことにつとめた。

日本一の百貨店を徹底的に調査して商品在庫の経理である棚卸資産会計をめぐる税務問題を提起したり、倉庫会社の税務調査から保管料収益の計上や修繕費の処理をめぐる倉庫業界の税務問題の問題点を発掘した。大手の製造工業会社の税務調査は、もっぱら鶴見や川崎にある工場に出動し原価計算の実際を現場で詳細に分析し原価会計や原価差額問題をクローズアップさせた。

税務執行の実践を通じ税法適用の解釈と実際の運用に新しい基準の形成に問題提起し、取扱通達や法令の整備のための素材を開拓した税務会計ルールの草創の時代であった。

日本橋税務署時代には脱税摘発の件数と更正処分により追徴課税した税額は、いつもトップであった。中大の夜間部に通学し、試験の時期などは、要領よく出張したような形にして勉強時間をひねり出したりしながらの脱税成績であった。この時期の脱税摘発の武勇伝については私の著書の中でその一部を紹介している（拙著『マル査の博士・大いに怒る―暴かれた大企業と政府の癒着―』〔文藝春秋・ネスコブック・1987年5月〕第1章「脱税はこうして摘発される―脱税摘発日本一の腕前公開」）。

しかし、日本橋時代に私の税務調査を受け「親切な指導をしてもらい感銘した」と、それ以来、45年間も連続して正直申告をし税務署から申告是認されている優良納税者の鏡のような立派な人もいる。このひとは、水天宮近くの日本橋人形町の一角にある創業90年をこえる呉服店の老舗の立花屋（立松正治会長）さんである。誠実に納税するためには納税資金の準備がなくてはと、私の調査した翌日から今日まで毎日納税準備預金をされている。これは、我が国に納税貯蓄組合法が施行され、その制度ができる遙か以前のことである。同社は、いま国税庁により行われている優良申告法

人の表敬制度により20年以上を越えて所轄の日本橋税務署長より表敬を受け続け今日にいたっている。

まことに立派な納税者であり私も心から尊敬している。このような真面目な納税者の存在が、いまの私の学問の精神的な基盤となっている。

中大は旧制の法学部であり、在学中に新憲法が制定された。このため憲法は、明治憲法の最終回の講義と、その翌年に新憲法の第1回の講義と2年間にわたり受講した。昼は多忙な役所の仕事に追われながら、夜は、夢中になって駿河台に通学し、六法をはじめ多くの講義に出席し懸命に法学を吸収した。

役所の勤務も1950（昭和25）年5月からは東京国税局直税部となり、所管の各税務署の管理、特に法人税法の解釈・審理・執行通達の起案事務、納税者団体の指導業務等を担当し始めた。これらの仕事を通じ、これを媒介として、行政実務経験を基盤としながら、法学的知識と会計学的知識とを融合しながら法人税法の解釈と適用を徹底的に学習し、課税ベースの計算基準を探求する税務会計を体系的・理論的に解明し追究する方向へと進んできた。

(6) 公認会計士と税理士とも第1回試験に合格

中央大学法学部の3年生のとき、わが国において公認会計士法が施行され、その第1回の国家試験が行われることを知った。短期間のあわただしい受験勉強しかできなかったが公認会計士第2次試験を受験した。第1回の合格者は、1949（昭和24）年9月に発表され、特別試験の合格者60名、第2時試験の合格者70名であった。私も合格し、しかも最年少者グループに属することができた。この第1回合格者のなかには、やがて、ともに日本公認会計士協会の会長職を務める、わが国はもとより世界の会計人界の大指導者となられた友人が2名いました。1人は激忙な中にも拘らず母校愛に燃えて永年にわたり本学商学部で『会計学特殊講義』を担当し学生の

非常な人気を集めてこられた親友の川北博氏であり、もう1人は明治大学ご出身ではあるが私の畏敬してやまない親友で名著の多い高名な山上一夫氏である。

当時は、『企業会計原則』の制定公表の直前であり、まさに会計学の開花期であった。私は、この合格が契機となり会計学にも大いに興味をそそり、1950（昭和25）年3月法学部を卒業した後、引き続き大学院商学研究科に進み親しく井上達雄先生の御指導を受け会計学を専攻することができた。

ところで、公認会計士第2次試験合格者は第3次試験の受験資格を取得するためには1年間の実務補習と2年間の実務従事が必要である。このため、当時、わが国で唯一の会計士補実務補習所が中央大学経理研究所に併設され正規の公認会計士を誕生せしめる制度がようやく整備された。この点、経理研が果たした貢献には大きな意義があった。

私も、この中央大会計士補実務補習所の第1期生として、所長の太田哲三先生をはじめ、黒澤清先生、井上達雄先生、岩田巖先生など、会計学の最高権威の諸先生方の御教導を頂き、補習所を修了し、その後、第3次試験に合格し、正規の試験を経ての公認会計士の資格を取得することができた。

その後、1951（昭和26）年に行われた第1回の税理士試験には第1号で合格した。

(7) 税務会計学の使命と私の学問研究の歩み

——日本改革の基礎としての「税の公正化」へのチャレンジ——

税務会計（タックス・アカウンティング）は、課税の基準となる課税所得（法人税や所得税の場合）の計算や、課税価額（相続税や地価税、固定資産税の場合）の評価を目的とする会計のことである。税務会計学は、この税務会計を研究対象とする学問であるが、租税秩序の公正化を目指し、社会秩序の形成に、新たにして大きな貢献を果たし得る豊かな可能性をもつ学問領域である。

税金は公平でなければならない、税負担は公正に配分するのだ、といっても、課税の基準となる課税ベース（所得・財産・消費高）をどう測定するかという技術的手法と、その測定理論や評価理論がなくてはならない。これが税務会計問題である。税務会計学研究により確立された課税基準の「あるべき」理想な姿を示す「税務会計原理」は、公正な税制に画竜点睛の知的武器として、税の「公正化」の実現に指針を示す羅針盤である。

この税務会計学についての私の研究の歩みを研究時代区分ごとに、それぞれの発展過程における研究アプローチのタイプと研究内容の性格と特徴づけて示すと、次図のようである。

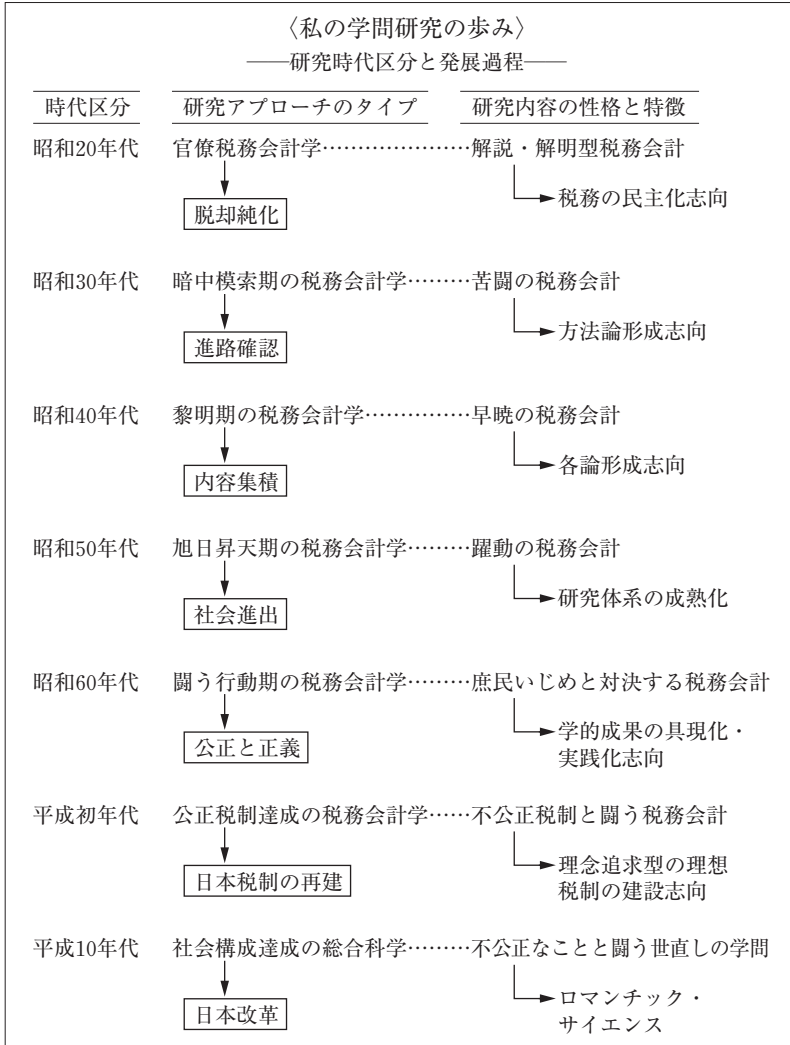
私の年齢は昭和の年数と同じであるから便利である。昭和20年代、つまり20歳代は「官僚税務会計学」の時代といえる。それは、行政経験の集積と理論体系形成の初期時代で、実践と経験の濾過から理論を探求し成熟させた時期である。

やがて、1960（昭和35）年、官界から学界に進出し助教授時代の苦闘の時期である「暗中摸索期の税務会計学」の時代を経て、昭和40年代は教授に昇任し漸やく研究の進むべき方向に^{ともしび}燈火を見出し夜明を迎えた早暁の税務会計として方法論も確立した。

昭和50年代は「旭日昇天期の税務会計学」の時代を迎え税務会計原理論の精緻化と体系化の充実に全力を傾注した。

昭和60年代に入り安定税収確保の大型間接税の導入が政府財政当局により執念ぶかく企てられ、これら租税理念に逆行する庶民いじめの税制改悪化と対決した。税務会計研究の学的成果の具体化と実践化を志向する「闘う行動期の税務会計学」として税制改革への提言と行動を展開した。

メインタックスである所得税と法人税に存在する巨大な不公正税制を放置したまま平成元年から新たな不公正税制である消費税が強行導入された。課税されるべき大企業や資産家からキチンと法人税や所得税を徴収し



ないで、課税してはならない所得のない人や少ない人、低年金生活者や母子家庭、生活保護者のような弱い人、子供たちからまでも、高所得者と同率で消費税を徴収する「取りやすいところからできるだけ多く取ろうとす

る」極悪な現実妥協型の税制に墮落した。

そのうえ所得税減税と消費税増税を目的とする税制改革関連法が成立（1994年11月25日）したことで、一段と庶民を苦しめる本格的な重増税時代の幕開けとなった。中高所得者の所得税・住民税の減税を賄うために、低所得者や所得税を払っていない人たちからも徴収する消費税アップという大衆増税であり、まさに“背信”の税制改革である（拙著『背信の税制—庶民いじめの構造—』（講談社文庫・平成7年2月刊行を参照）。

不公正税制の是正は、アンフェアなことをなくし社会の仕組を公正にするために不可欠なことである。本来は納めるべき税金を納めなくてもよいように法制を歪めることにより見逃しているシステムを改め正常化することであり増税ではない。これら不公正税制と闘うため理念追求型の理想税制の構築を志向する「公正税制達成の税務会計学」の確立が求められ、税制公正化への闘いが進められつつある（拙著『歪んだ「税」を斬る—勤労所得税ゼロ・消費税ゼロでも国は成り立つ—』（徳間書店・1993年11月、拙著『税制再改革の基本構想—「税の公正化」へのチャレンジ』ぎょうせい・1994年9月刊行を参照）。

税のあり方は日本の進路を決め、社会構造まで変革する。このままでは社会の歪みは、ますます拡大し、いまや生活格差まで生んでおり日本が危ない。いまこそ、公正と正義の実現を目指す税制改革の根本的な「やり直し」が必要である。

これからの税務会計学は総合租税科学の中核として、日本税制の再建を志向し、やがて不公正なことと闘う“世直しの学問”である「社会公正達成の総合科学」として進展すべきである。私は、このロマンチック・サイエンスに情熱を傾け“日本改革”にチャレンジしていこうと決意をかためている。（1995・3・5記）

2 中央大学の広報誌『Hakomon ちゅうおう』に「中央大学教壇の37年間」を発表

中央大学広報部発行の学生諸君と父兄向けの広報誌『Hakomon ちゅうおう』卒業生号（1994—特別号）に寄稿を求められ「中央大学教壇の37年間」（1995年3月24日号、中央大学広報部広報課発行）を記述した。

その全文を掲載すれば、以下のようである。

「私が走れば、それも走る。私が止まれば、それも止まる。いつまでも、どこまでも私にくっついてくるものが、ある。私のこれまでは、そのものとの闘いであった。

それは、私の影なのである。私のこれまで競争相手は、ほかならぬ自分自身であったのだ。」

少しキザな言い方をしてしまったが、これは、「税務会計研究の回顧と展望—わが半生の軌跡—」と題して昨年（1994年）の12月14日に行われた私の中央大学における最終講義の終りのところで思わず語ってしまった一節である。

私の最終講義は、次の3部構成であった。

第1部 税務会計学の学的体系の形成と拡大的展開

第2部 税制再改革の基本目標とそのあり方

第3部 村山政権の「背信」の税制改革と税制の不公正をめぐる大蔵官僚の国会答弁の欺瞞性

本題の話が終ったあとの、しめくりである最後の部分は、次のようである。

「宇宙の誕生から138億年、地球の創成から46億年、永遠の時のながれのなかで、私たちは、ほんの一瞬だけ生きているにすぎない。一瞬

とは、はかないものだ。はかないからだいじなのだ。」

「70年にわたる私の人生は、過ぎ去ってみれば夢のように短くも感ずる。この短い時間のうち自分は何をしてきたのであろうか。

短い一生のうちに、私はさきの大戦を経験した。学なかばにして陸軍の現役兵として出征した。戦後は国税庁に勤務のかたわら中央大学法学部、大学院商学研究科に学んだ。国税庁に勤めながら母校大学の教壇に立ち商学部で創設された「税務会計論」の講座を2年間担当した。その後、官界から学界に進出し専任教員とし35年の間、この教壇に立ち、税務会計学の建設と充実、教育、その社会的活動に全力投球してきた。

ひたすら、ひた走りに、走り続けてきた。でも、私についてくるものがあるのだ。」

このあとに冒頭のくぐりが続くのである。

「私は、この激動の時代に、やはり険しい小道をたどり、いくつもの高い峠をこえてきた。」

『学問にとって平安の大道はない。そしてこの険しい小道をよじ登るのに疲れることを恐れない人々のみが、ひとりその輝ける頂上に到達する仕合せをもっているのである。』

この「資本論」フランス訳の序文に書かれたこの文字ほど研究の途を歩んできた私にとり感動的なものはなく、いつも私をはげましてくれたのである。深夜まで机に、かじりついても原稿は1日わずか2、3枚しか書けないこともあった。それでも1年間に1,000枚ちかくになる。40年間に単著で32冊、編著で13冊、合わせて45冊の単行本を出版することができた。

研究とは書くことである。書かれない思索、書かれない研究は、す

べて消え去り、飛び散り、霧散してしまうからである。

成果はともあれ、やれるだけやってきた。我が半生にもう悔はない。もし生まれ変わることがあったら、再び同じ学園である中央大学に帰り、再び同じ学究生活をくり返したいと思う。

以上で、私の最終講義は終わっている。

3 中央大学の教員組合の機関紙『中央大学教員組合新聞』に「10%のベア獲得の初団交」を発表

中央大学教員組合情報宣伝部発行の『中央大学教員組合新聞』に寄稿を求められ「10%のベア獲得の初団交—私の給対部長時代の思い出—」（第287号、1995年3月28日号、中央大学教員組合情報宣伝部発行）を記述した。

その全文を掲載すれば、以下のようなものである。

「先生方のご主張はまことにもっともなことです。しかし大学の財政は苦しく、ゆとりがなく、ご要求のようなベアはとともできません。」

これは、ベースアップ交渉が難行し年度内に決着せず、大学当局と4つに組んだままの状態で組合執行部が交代し、新年度の4月に入ってから最初の団交での財務担当の常任理事I氏のご回答である。

私は、1960（昭和35）年、これまで中大法学部の学生時代からの勤務であった国税庁を退官し商学部助教授に就任した。官界から学界に転じ環境の激変に遭遇し緊張して研究と教育の仕事に無我夢中であった。若い教員には、いろいろな校務が与えられるが、教組の仕事も、その1つである。委員長が横井芳弘先生（法）、書記長が稲垣富士男先生（商）の1964（昭和39）年上期の執行委員に選ばれ重職である給

対部長を命ぜられた。

生まれて初めて「団交」なる場面に臨んだのである。大学当局のお偉い方に向けて^{こうちやく}膠着して動かないベア問題につき交渉させられる新米助教授のストレスは最高レベルに達していた。

「私は、これから本学に30年以上もお世話になります。しかし常任理事のお話によれば本学の財政状態は苦しく^{ひっばく}逼迫しているといわれるが、それでは心配です。よろしければ私に見せて下さい。」

と大学の会計帳簿や経営資料の閲覧を要求した。これに対し、常任理事は、次のように答えられた。

「どうぞ、見て頂いて結構です。」

そこで、大学の経理部にのり込んで関係帳簿書類を拝見した。ところが、私は直ちに重大な事実を発見した。そこで経理部長にご迷惑のかかるのを避けるために場所を常任理事室に移してI常任ご自身の目の前で帳簿書類の点検と説明を受けた。

やがて1週間後に「団交」が再開された。組合側から何も言わないのにI常任は「富岡先生がご覧になった〇〇は〇〇である。」と、私が帳簿閲覧時に把握した事実につき、いちいち釈明を始められた。

このI常任のご発言により私が発見した主要な事実は概ね明らかになってしまった。そこで私は、次のように発言した。

「常任理事のI先生よりも、これからずっと永く中央大学にお世話になろうと考えている私は組合の役員としてベアもほしいが、それよりも大学の財政の方が心配です。私は、帳簿閲覧によって判った事実をこの席で全部明らかにする心算ではなかったのですが、常任の方から暴露されてしまった。要するに財源はあるということですね。組合の要求は正しいが大学に財源がないから要求は呑めないと前回に回答されたことと事情が全く違うのであるから、組合は断固として要求の

実現を求めます。」と迫った。

そのとき、財源は十分にあったのである。しかし私は、6～7%ぐらいのベアがとればよい。それでも多いかも知れない。大学側があまり出さないでくれればよいが、と内心では考えた。しかし私の発言に促がされて、驚いたことにI常任理事は10%のベアの回答をお出しになった。

直ちに、「団交」を休憩にして、執行委員会が開かれた。常任理事からの思わぬ回答を得て、勢いついた執行委員の全員から「富岡先生どうですか」と聞かれた。私は一瞬、考えた。私の心中は複雑であり、少し迷ったが、「大学側はよく出した」と答えた。これでベア闘争は終決したのである。

もう31年以上も経過した昔のことであり時効であろうから、これまで私の胸の内に秘めていたことを初めて告白するとその時の財源論からすれば23%ぐらいのベアが可能であったのである。もしも私が、財源ならもっとある、と発言したら闘争は、まだ続いたであろう。財源があるからといって際限なく給与を要求したら大学という組織はもたなく、健全なものとはならないと考えたのである。

私は組合の執行委員として誤ったことをしたのであろうか。その時の行動がもし間違っていたら、本稿でおわびしたい。しかし、この10%のベアの獲得で当時の中大の給与は各大学間で最高レベルになった。

苦勞したのは獲得したあとの教組、職組間の配分であったが、私は徹底して上に薄く、下に厚くした。用務員さん達には25%ぐらいのアップにしたのではなかったか。おじさん達に感謝されたことを憶えている。

組合側を甘くみて財源論を振りまいた理事者側を窮地に追い込んだ

一幕である。

国税庁時代に大企業の税務調査の経験を持った私からすれば大学の会計組織はシンプルで簡明であり、財源の有無などを調べるのは困難でなかったことだけを記しておきたい。

これは、古き良き時代の私の給対部長の思い出話である。組合の皆さん、永いことお世話になりました。厚くお礼を申し上げたい」。

V いまの日本という国の難題といまの日本税制の問題

——活力ある強力な国家と税制の公正化が懸案——

1990年代後期（1995～1999年）においては、これでよいのか、今の日本、いまの日本の税制が抱えている問題点、これからの税制のあり方、社会経済の変化に対応する税制措置の提案について、税経新人会全国協議会・シンポジウム（1995年11月11日、名古屋市民会館）をはじめ全国各地で多く団体の集会やシンポジウムにおいて講演をしてきた。

これらの講演において展開してきた講述の論点の概要について要約した項目だけを示すと、以下のようである。

1 これてよいのか、今の日本——このままでは日本は滅びる

第1章 今の日本は「国難」到来の時代だ

——国を危うくしている構造的諸問題点——

1. 政治の構造的混迷と国民の政治不信の極限化

——志を失った政治家による利益誘導型政治と政官業の癒着の深化——

- (1) 抱負^{ほうふ}経綸^{けいりん}を持たない人物の政界進出による惨状
- (2) 政治家の利権ブローカー化と資質の低下
- (3) 政策立案という本来の仕事と使命を忘却
- (4) 政治倫理の欠如と自己保身で節操を喪失

- (5) 二世・三世議員による政治家の世襲化と坊ちゃん化
- (6) 不勉強で無能な政治家による官僚依存の恒常化
- (7) 議員立法が極めて少ない日本の国会の怠慢と異常さ
- (8) 政党がその本義を失い徒党の集団化して墮落

2. 行政の構造的腐敗と官僚の権力体質の独善化

—国家目標と意慾を喪失した官僚たちのなれの果て—

- (1) 国家目標の喪失が官僚のプライドと使命感を喪失させ腐敗と墮落を招来
- (2) 政治家の無能による官僚依存が官僚支配国家の実態を進行
- (3) 官僚が握る許認可権と行政裁量という強大な権限に民間が迎合
- (4) 法の根拠によらない通達行政や行政指導による官僚権限の拡大化と恣意的行政の横行
- (5) 官僚規制の中で民間企業は既得権益に安住し安易な利益を享受
- (6) 政官業の「鉄の三角形」のトライアングルが諸悪の根源

3. 経済の構造的低迷と企業の業績停滞の深刻化

—超エリート企業の凋落と企業環境の構造変化—

- (1) 理想も信念も持たない大企業のサラリーマン経営者の資質の劣悪化と墮落
- (2) 金儲けに狂奔したバブル経済の巨大な水膨れとその崩壊による深刻な後遺症
- (3) 平成大不況は過去の不況と根本的に違う構造不況であり複合不況・複雑骨折
- (4) 景気刺激策がほとんど効果を上げないばかりか、不況対策が手づまりで経済は低迷
- (5) 何をやればよいのか判らない「ガバナンス不況」と、政策の混迷による「政策不況」

- (6) 大企業と中小企業、好況業種と不況業種の極端な二極分解化が急速に進行
4. 社会の構造的変化と世の中の競争原理の衰退化
- 活力の急速な減退とダイナミズムなき「新階級社会」の台頭—
- (1) ダイナミズムがなく沈滞し、変化をもたらす活力を喪失
 - (2) 若者が夢や希望を持って暮らせない格差と分断の“よどんだ社会”が現出
 - (3) 私生活中心で私的な利益や欲求追求を視点とする衰退した行動原理が充満
 - (4) 社会公共のこと、国や民族の将来のありようなどについては考えようとしなない生活態度
 - (5) 競争原理の衰退と資産格差の拡大による「新階級社会」というニュー封建社会の到来
5. 文化の構造的退廃と人心の荒廃虚無化
- 怠惰と享楽への沈潜と創造的精神の喪失—
- (1) 変化の乏しい社会で恩恵を受けない多数の人々の虚無化
 - (2) 虚無化した人々のエネルギーのはげ口と、その行き先
 - (3) 希望と意欲の喪失は怠惰から享楽への墮落の進行
 - (4) 文化の不毛状態が日本社会に蔓延し荒廃
 - (5) 日本の精神文化として求められる“たゆみなき創造的精神”
 - (6) 「勤勉の哲学」、 「匠の精神」、 「職人魂」という日本の精神文化の継承が課題
 - (7) 求められるパイオニアとしてのフロンティア精神とたゆみなき闘魂の燃焼
6. 税制の構造的欠陥と社会的不公正の拡大化
- 政官業の癒着の権化と構造的結晶物としての不公正税制—

- (1) 担税能力に応じて徴税できる仕組みである所得課税の空洞化と崩壊が促進され、税における公正と正義が衰弱
- (2) 資本主義最後の税金であり、大衆増税の決め手である大型間接税 = 「消費税」への途を見境なく突っ走り、新たな不公正税制が追加
- (3) 資産所得課税の空洞化と特定大型業優遇税制の恒久的存続が固められ、直接税における不公正税制の固定化が進行
- (4) 租税による所得再配分機能の著しい後退で、資産・所得・生活格差の拡大を生じ、「低迷衰退国・生活小国」が出現し、競争原理が働かない活力のない「新階級社会」が台頭
- (5) 「消費税」の出現で、普遍の間接税への重点移行による租税民主主義の衰退現象がはじまり、デモクラシーの原理に基づく財政思想である財政民主主義と国民の政治意識が後退
- (6) 税が改悪されれば人心はすさむ。この「税制改悪」によって社会構造に変化を生じ、税文化に変革をもたらし、民主政治の後退と民主国家の危機の到来

第2章 国難到来の由来とその直面している現象

—日本という国の重病と症状—

1. 国際収支の黒字の拡大累増による円高を原因とする産業の空洞化と高コスト構造化
 - 第1の国難：経済構造の変化に対応する国家目標を誤る—
 - (1) 敗戦により壊滅した廃墟から戦後復興経済へ国民が総力結集
 - (2) 驚異的な経済発展をし1968年に日本の国際収支が黒字に転換
 - (3) 日本がGNPで西ドイツを抜き、アメリカに次ぐ自由世界第2位に躍進
 - (4) 明治以来の念願であった「追い付け、追い越せ」の国家目標を遂

に達成

- (5) 日本は、本来その時点で新しい国家目標をたてるべきであった
- (6) 国際収支の経常黒字の累増は貿易摩擦を誘発し、特に日米経済摩擦を招来
- (7) 黒字をため込み円高による産業空洞化の進行は国内産業を衰退させ失業率を高める
- (8) 最近の低成長経済と内需の停滞は輸出依存型となり対米摩擦を一段と激化
- (9) 対米経済摩擦の深刻化はアメリカから軍事のみでなく、日本の政治、経済への内政干渉を招来

2. 土地神話、銀行管理神話によるバブル経済とその崩壊の後遺症の深刻化

—第2の国難：本業を軽視して財テクに走り経営の本筋を誤る—

- (1) 1984年には、バブルという第2の国難が忍び寄る
- (2) 土地価格が暴騰し、路線価の数倍での値段での取引が横行
- (3) 土地の価格をベースとする土地本位主義の「土地神話」の進行
- (4) 日本の地下合計は2,200～2,300兆円といわれ、アメリカを3.5個も買えるほどに、偽りの価値を造り上げた
- (5) 日本中が土地と株の狂乱的な高騰に踊り狂った
- (6) バブルの時期、有力政治家は株屋と組んで株の八百長相場を仕組み、大儲け
- (7) 兜町では、政治家名を冠した“政治銘柄”といわれた二流、三流株が乱高下し、儲りは永田町に運ばれた
- (8) 巨大な八百長相場は証券会社による大口顧客への損失補填で、まさにイカサマ賭博
- (9) バブル経済崩壊の「ツケ」が国民に回り、平成大不況が国民生活

を痛撃

3. 銀行の不良債権の増大と証券会社の信用失墜による金融システムの機能喪失化

—第3の国難：銀行・証券行政の進め方を大蔵省は根本的に誤る—

- (1) バブルがパンクして銀行に残ったものは巨大な不良債権の山
 - (2) 不良債権の発生や処理をめくり銀行の経営者も大蔵省も全く責任をとっていない
 - (3) 住専問題をはじめ不良債権のあと始末のツケは税金で負担させ国民に「ツケ」まわしの増税
 - (4) 金融秩序安定化の名のもとに巨額な公的資金を放漫経営で破綻寸前の銀行救済に抛出
 - (5) 銀行救済のため史上最低の「超金利政策」の強行継続による国民から銀行への巨額の所得移転による収奪
 - (6) 大銀行や大手証券会社、超エリート企業のトップの裏社会とのつながりの深刻さが露呈
 - (7) 断ち切れない「闇の勢力」との腐れ縁と会社の論理優先で場当たりのなほころびの繕い
 - (8) 闇にのまれた4大証券と地に落ちた証券業界の信用
 - (9) 極限にある証券不信のなかで顧客を軽視し、自社の「生き残り」だけに狂奔する無責任な経営体質
 - (10) 金融ビックバンは進め方を誤れば、日本は外資系による金融植民地化のおそれ
- ### 4. パラマキ財政による財政赤字の拡大と国家財政の破綻による国民負担の増大

—第4の国難：利益誘導型政治による放漫財政で財政政策を誤る—

- (1) 慢性的な税金の無駄使い構造の継続による財政赤字の累積

- (2) 小選挙区制のもとでの族議員による利益誘導手段としての予算の獲得合戦
- (3) 省益拡大に狂奔する官僚主導による予算編成により歳出の肥大化
- (4) 無駄な補助金の支出や非効率的な公共事業コストの支出の継続
- (5) 効果があがっていない場当り的な政府開発援助の惰性的継続
- (6) 効率的効果的な基準による徹底した歳出構造の根本的見直しによる歳出の大幅削減の断行が急務

第3章 日本再建のための基本的な方策

—国家の構造改革のビジョン—

1. 新しい国家目標—世界人類に貢献し、世界の人々と共生でき、公正と正義を基調とし、真面目に働く人々が生き甲斐のある活力に溢れた強力な国にする
2. 国家の構造改革—新しい国家目標を達成するための基本施策の樹立とその断行
 - (1) 官主導から民主導に経済構造と産業構造の転換
 - (2) 生産第一主義から生活者重視の体制に転換
 - (3) 中央集権体制から地方分権体制に転換
 - (4) 教育のあり方の刷新と発想の抜本的改革による転換
 - (5) 税の使い途の徹底見直しによる歳出の削減・効率化と、課税の公正性・透明性・信頼性の確立

2 いまの日本税制が抱えている問題点—メイン・タックスに致命傷

第1章 税制の構造的欠陥と社会的不公正の拡大化

—政官業の癒着の権化と醜悪な惨状—

1. 租税理念を崩壊させた中曽根・竹下両政権下の税制改革

—税における垂直的公平が後退し、不公正が拡大—

2. 税制族の政治的暗躍と税制の利権化

—悪名高き自民税制調査会の罪状—

3. 政界と官界と業界とが連携して展開する減税運動

—不公正税制は、政官業癒着の構造的結晶物—

4. 日本税制の6つの重大欠陥

—歪んだ政治により歪められた税制—

(1) 担税能力に応じて徴税できる仕組みである所得課税の空洞化

—税における公正と正義の衰弱—

(2) 大衆増税の決め手である大型間接税 = 「消費税」の強行導入

—新たな不公正税制の追加—

(3) 資産所得課税の空洞化と特定大企業優遇税制の恒久的存在化

—直接税における不公正税制の固定化—

(4) 租税による所得再配分機能の著しい後退と、資産・所得・生活格

差の拡大

—「経済大国・生活小国」が出現し、「新階級社会」の台頭—

(5) 「消費税」の出現で、普遍的間接税への重点移行による租税民主

主義の衰退の始まり

—デモクラシーと国民の政治意識の後退—

(6) 税制改悪により社会構造に変化を生じ、税文化の変革を招来

—民主政治の後退と民主国家の危機の到来—

第2章 所得税の現状と不公正の実態

—金持ち優遇とサラリーマン泣かせの構造—

1. 日本の所得税制の不公正の構造

—理念と現実のギャップが大きい—

- (1) 所得税の仕組みと建前
 - (2) 理念としての所得税のメリット
 - (3) 現実の所得税が不公正な事情
 - (4) 日本の所得税制にみる重大な欠陥
2. 果たして「クロヨン」はあるのか
- それは幻影か現実か—
- (1) 自営業・農業の所得の捕捉は低いか
 - (2) あえて計量的に測定してみる
 - (3) サラリーマンにも「クロヨン」はある
3. 貯蓄課税に重大な欠陥
- 金持ち優遇税制の代表格—
- (1) 一律の源泉分離課税は不公正を拡大
 - (2) 逆に、低所得者には苛酷な税制
 - (3) 高所得者には巨大な優遇税制化
4. 有価証券のキャピタルゲイン課税に欠陥
- こんなにある巨大な税の欠陥—
- (1) 申告分離と源泉分離の選択で不公正を拡大
 - (2) 株式等の売却益に極端な軽課
 - (3) 有価証券の保有は高所得者に集中
5. 資産性所得にも総合課税が世界の大勢
- 世界に後れをとる日本の現状—
- (1) 利子・配当・キャピタルゲイン課税の国際比較
 - (2) 総合課税化が急務
6. 日本の所得税の現状の問題
- 果たして、所得税減税は必要なのか—
- (1) 政府は所得税減税・消費税増税を目論んでいるが

- (2) 日本の所得税はマクロ的には決して高くない
- (3) 大部分のサラリーマンの所得税は重くない
- (4) 税率構造の国際比較はどうか
 - 先進国では軽いほうだ—
- (5) 課税最低限も非常に高く負担を軽くしている
- (6) 所得税限界説は誤りで多くの可能性がある
- (7) 所得税制再生のための改革課題は何か

第3章 法人税の現状と不公正の実態

—大企業「税金逃れ」のメカニズムが進行—

1. 日本の法人税制と不公正の構造

—企業課税の歪みと空洞化が重大—

- (1) 法人税の仕組みと問題
- (2) 企業規模別の実効税負担率に大きな差異
 - 実際の納税額が少ない巨大企業—
- (3) 日本の法人税制にみる重大な欠陥

2. タックス・イロージョンの進行による課税の不公正化

—税務会計学的研究が改革に主役を演ずる分野—

- (1) 複雑な税務会計のメカニズムに埋没しているタックス・イロージョン
 - 「課税ベースの縮小化」の進行
- (2) 課税所得の変貌現象のパターン
 - 課税所得の「浸食化現象」と「拡張化現象」—
- (3) 法人所得税制におけるタックス・イロージョンの現象形態
- (4) 税務会計システムの見直しによるタックス・イロージョンの解消
 - 法人税制の正常化のための課題—

3. 国際課税にみる課税の空洞化の進行

—多国籍企業の「税金逃れ」に無力—

- (1) 国際課税が直面している難題
- (2) 外国税額控除制度の欠陥
- (3) タックス・ヘイブン規制税制の不備

4. 日本の法人税制にみる重大な欠陥（要約）

いまの法人税制の欠陥を要約すると、次のようになる。

- (1) 企業の経営実態にそぐわない時代遅れの非現実的な課税の仕組みに固執して、法人間配当無税が存在していること。
- (2) 複雑な税務会計システムの変則的自由化のもとで資産計上基準の緩和化、営業権の自由償却化、開発研究費の自由償却化、企業利潤の社用消費化などにみるように、密室での経理操作による税逃れを許容していること。
- (3) 国際税制の整備の遅れにより、外国税額控除制度の欠陥、タックス・ヘイブンの濫用の放置、移転価格操作の規制の不徹底など、多国籍企業等の世界的スケールでの税逃れが横行していること。
- (4) 賄賂やヤミの政治献金など違法な支出や、取引先の担当者個人への秘密の謝礼金を支出しながら、相手先を秘匿し犯罪を隠蔽したり、相手方の脱税に加担することを事業上の手段として悪用する使途秘匿金である。いわゆる使途不明金が多発していること。
- (5) 宗教法人、学校法人など公益法人、医療法人、協同組合など特殊法人に対する課税が優遇されていること。
- (6) 損金設定ができる準備金、特別償却など、特別措置の硬直的固定化による企業優遇税制が定着していること。
- (7) 課税ベースの縮小化が税率を必要以上に高め、企業の活力を阻害し、海外逃避を招来していること。

3 これからの税制のあり方——公正な税制の構築・日本改革のための 基本提言

第1章 税制再改革の基本目標

—公正と正義を貫く税制を目指して—

1. 改革の前提となる社会システムの指標

—公正で活力ある社会の建設—

- (1) 民主政治の原点としての尊重
- (2) デモクラシーの原理に基づく租税理念の追求
- (3) 財政民主主義の確立
- (4) 経済民主主義の推進

2. 理念とする3つの自由

—人間の本源的な意味における「自由」の希求—

- (1) 心の自由
- (2) 経済の自由
- (3) 生活の自由

3. 税制改革の指導理念

—理念追求型税哲学が指標—

- (1) 公平の基準

—応能負担原理と所得再分配機能—
- (2) 理念追求型の税制を志向

—2つの税哲学の葛藤と相剋—
- (3) 「直間比率の是正論」はナンセンス

—財政当局による消費税アップの“呪文”に惑わされるな—
- (4) 安易な増収措置は断固として排除

—取りやすいところから税金を取る現実妥協型税制に堕すな—
- (5) 現実妥協型アプローチの害悪

—租税論理を放棄した「アバウト課税」への墮落に誘導—

(6) 税文化のルネッサンスを求めて

—どちらの税哲学の道を選ぶか—

4. 理想を目指す税務会計原理

—公正な税制に画竜点睛の武器—

(1) 税務会計原理とは何か

—その意味と役割—

(2) 課税所得の特質とその捉え方

—その本質と税務の特質—

(3) 税務会計原則の体系と構成

—あるべき課税所得の計測メルクマール—

第2章 税制改革にあたり取るべき手順についての緊急提言

—いま、政治に求められていることは何か—

1. 国の根幹である税制問題に党利党略を介入させるな

—拙速な増税路線は危険な途のりだ—

2. 税制論議より先にまずなされるべき重要課題

—どのような社会を構築するのか、長期展望を考えよう—

3. 税制改革には守られるべき手順がある

—いま、着手すべきは不公正税制の是正だ—

4. 不公正税制の是正が先決だ

—所得税・法人税だけで13兆2,400億円もある—

5. 「税の公正化」に向けた勇気ある挑戦を

—断行させるべき有効な措置—

6. 大企業への公正課税が社会秩序の試金石

—企業税制にある税金逃れのメカニズムを解消せよ—

第3章 不公正税制の是正を重点とする緊急税制再改革構想

—応能負担原理による公正な税制の確立を—

1. 所得税制の再改革の基本構想
2. 法人税制の再改革の基本構想
3. 消費税の廃止と勤労所得税の大幅軽減

第4章 所得税制の不公正是正の提案細目

—増収試算その算定基礎—

1. 貯蓄課税の是正
2. 配当課税の是正
3. 有価証券の譲渡所得課税の是正
4. 土地の譲渡所得課税の是正
5. 医師優遇税制の是正
6. 政治資金課税の是正

第5章 法人税制の不公正是正の提案細目

—増収試算その算定基礎—

1. 受取配当金課税の是正
2. 税務会計制度の自由化の是正
3. 土地の譲渡課税の欠陥是正
4. 外国税額控除制度の欠陥是正
5. タックス・ヘイブン濫用の規制強化
6. 移転価格操作の規制強化
7. 使途不明金への課税の強化
8. 公益法人課税の適正化
9. 医療法人課税の是正

10. 準備金・特別償却等の特別措置の整理

第6章 21世紀の税制構想の展望

—日本を世界一税率の低い国に—

1. 公正で活力ある社会の基軸を形成

—「たゆみなき成長」を志向できる社会を目指して—

2. 応能負担原理と所得再配分機能を重視

—公正社会と租税正義の実現—

(1) 公正基準 垂直的公平の重視の貫徹

(2) 理念追求型税哲学を志向

3. 社会的不公正の解消

—公正で活力ある社会の建設—

(1) 所得格差の緩和

(2) 資産格差の是正

4. 課税の公正化の実現

—不公正税制の解消—

(1) タックス・イロージョンの解消

(2) タックス・シェルターの追放

(3) 課税ベースの正常化

5. 公正な所得課税中心主義の堅持

—課税ベースの正常化による税率の大幅な引き下げ—

(1) ベスト・タックスとしての所得税を基軸

(2) 所得税の理念と現実のギャップを解消

(3) 公正な所得税制の確立のために必要な措置に挑戦

6. 補完税としての小型消費課税と小型資産保有課税の設定

—妙味ある税体系の再構築—

- (1) 現在の「消費税」を撤廃し、小型消費課税を設定
- (2) 小型資産保有課税の導入

7. 小型消費課税の原理とそのあり方

—消費の「質」に応じた選別課税の導入—

- (1) 酒税・たばこ税・石油税などの位置づけ
- (2) 奢費品・高度便宜品・高級サービスに限定
- (3) 生活必需品は課税除外を徹底

8. 小型資産保有課税の原理とそのあり方

—一定規模以上の資産に保有課税の導入—

- (1) 大規模資産に限定した保有課税
- (2) 生活用小規模資産・事業用小規模資産は課税除外

第7章 日本税制再建のための課題

—租税正義・公正社会の実現のために—

先般の「税制抜本改革」と称された中曽根・竹下税制改革で税における正義と公正は一段と衰弱してしまった。財源は他にあるのだから、もう一度び心を新たにして税制改革をやり直すべきである。村山税制改革で実施されようとしている消費税率の大幅アップなど、とんでもない。まず、消費税はいらない。廃止ではない。いらないのだ。

消費税導入の理由は財源がないというものだったから、他に大きな財源があるのだから、これはいらない。

そして、課税ベースの「正常化」を図ることにより、サラリーマンの所得税を軽くし、法人税の税率を下げるができる。そして国民から信頼され尊敬される税制にすることである。税法の尊厳と権威を確立することであり、それが政治の役割なのである。

政府・自民党による税制改革の強行によって崩壊した租税理念は、

必ず再生されなければならない。そのためには、強行された「税制抜本改革」の内容と、「改革」後の日本の税制のどこに、いかなる問題があるか。さらに、村山税制改革が如何に大きな誤りを犯しているか。やり残された課題は何かを検討し、すみやかな税制「再」改革へと向かう道筋をつけなければならない。

ここにおいて、税務会計学、租税学の使命と研究課題は、おのずから「日本税制再建論」へと向かわざるを得ないのである。

大事なことは、「公正」と「正義」が実現してこそダイナミズムが燃えたぎる活力ある社会が建設できる、ということである。経済の自由化による市場経済により、経済社会は発展し、国民所得は増大する。しかし、その反面、歪みと不平等の発生により、社会構成員の間に資産格差の生ずることは避けられない。

民主主義が正常に機能し、“経済民主主義”が強化され、資産格差の是正を図り、機械均等化のための租税による所得と資産の自動的な再配分のメカニズムを構築することが大切である。真の意味での競争原理が働き活力を再生し、躍進することができるように日本社会を改革する重要な一環をなすインフラは「税の公正化」を実現する「税制再改革」である。このための主要課題とその処方箋の概要をここに確認しておきたい。

4 社会経済の変化に対応する税制措置の提案——低成長・成熟社会、経済の構造変化、国際への配慮

第1章 勤労者の個別的事情を生活者としての視点から配慮した施策

—所得税制の長所を活用—

1. 個人住宅の住宅ローン金利の所得控除

—アメリカでは借入元本100万ドルまでの借入金利子を控除可能—

2. 所得税の課税対象から地方税の住民税と固定資産税を控除
—アメリカでは州や郡市町村の住民税と、不動産にかかる地方税である固定資産税が連邦所得税の課税所得から控除可能—
3. 居住用住宅の賃借料の所得控除
—原則として支払い家賃の全額控除を許容—
4. 女性の能力発揮と社会進出に配慮して所得税制に「2分2乗方式」を導入
—アメリカでは夫婦の所得を合算し、その合算額の2分の1の金額に低い累進税率を乗じた税額を2倍して税額とする所得計算が「2分2乗方式」として許容—

第2章 企業の経済的実態に適合する法人税制の構造改革

- 我が国の産業社会での企業構成にマッチした「法人区分税制」の構築—
1. 資本閉鎖性法人と資本開放性法人とを区別した法人税制の再構築
—「法人区分論」構想による税制改革—
2. 法人区分に応じた税務会計基準を別個に確立する問題
—閉鎖中小法人用の「簡明な税務会計基準」と、公開大法人用の「精密な税務会計基準」の設定—
3. 法人区分に応じた税率構造を別個に構想する問題
—応能負担原理の法人税制への導入—
4. 法人企業の実態に即応した課税システムの構築
—受取配当と法人区分との関連、タックス・マニピュレーションの防止措置、グループ企業課税問題ほか—

第3章 企業活動の活性化・国際競争力の視点からの法人税制の改革

— 真実な実効税負担状況を分析したうえで法人課税のあり方を
根本的に再検討 —

1. 課税のベースの「正常化」によるタックス・イロージョンの解消
— 「正常化」であり、単なる「拡大」ではない —
2. 法人税率の引き下げの検討
— 課税ベースの「正常化」は税率の引き下げをもたらす —
3. 法人住民税や事業税等の地方法人関連税のあり方の検討

第4章 企業の海外流出による産業の空洞化防止をも視点とした国際税 制の整備

— 国際課税における「課税の空洞化」への対処 —

1. 時代遅れの国際課税制度と税務執行体制の整備の緊要性
— 国際課税の空洞化の解消のため発想の転換による総点検 —
2. 「国に税金を払わない大企業」の存在
— 甘すぎる外国税額控除制度の再改革 —
 - (1) 外国税額控除制度の仕組み
 - (2) 現行制度の欠陥

外国税額控除制度の欠陥は、巨大な企業利潤をあげ、課税所得を申告しておきながら、自国である日本に法人税を払わないという企業の存在を許す法的な根拠を与えてしまったことである。

その原因は、(a)外国税額控除の対象となる外国税の範囲を大きく認めすぎていること、(b)国外所得金額と国内所得金額の区分計算に問題があること、(c)控除限度額の算定方式に問題があること、(d)みなし外国税額控除制度（タックス・スベアリング・クレジット・システム）が寛大に過ぎることなどの税制上の欠陥にあった。

先般の竹下税制改革でこれらの一部は是正されたが、あくまで部分

的な是正にとどまっており、未だ多くの点で重大な問題が存在し、いままも税源の海外流出現象はとどまるところを知らない。

(3) 改革案の提示

そこで、これらの欠陥をなくすため、税制再改革案として、次の提案をしたい。

- (i) みなし額控除制度は、租税条約の可及的速やかな改訂を通じ段階的に廃止する。
- (ii) 直接税額控除制度については、次のように再改正する。
 - (a) 控除限度額の計算において、一括限度方式を廃止して、国別限度方式とし限度額の彼我流用を抑制する。
 - (b) 個々の外国税額の性質に基づいて、控除対象外国税額の範囲を適正化する。
 - (c) 高率な外国税額の排除における高率外国税の判定は、税目ごとに判定するのではなく、その国で課される国税および地方税のすべての外国税額の合計によって判定するように改める。
 - (d) 控除限度額の計算においては、国外で税を課されない所得の金額を国外所得の金額に含めない。
 - (e) 控除限度額の計算において、国外所得割合の画一的な制度を廃止し、国外所得の区分計算の実質的な適正化を図る。
- (iii) 間接税額控除の対象となる外国子会社は、その株式または出資の保有割合を現行の25%から10%へと引き下げる。曾孫会社まで含めることとする。

これにより外国税額控除額8,410億円をベースに増収額を試算すると3,500億円が見込まれる。

3. 野放しのまま放置されているタックス・ハイブ

—規制税制の不備の指摘と再改革—

(1) 国家の枠を越える大企業の歪んだ経営行動

企業の国際租税戦略は、税金のない国、税金の安い国であるタックス・ヘイブンを巧みに活用している。多くの大企業が、世界に点在するタックス・ヘイブンに子会社、関係会社を設立し、これを利用して取引価格の操作を行い、そこに利益を集中させるなど、地球的スケールで、まさに手段を選ばず税金逃れをすることに知恵を絞っている。

もとより政府もこれを見逃してはおらず、タックス・ヘイブンの利用を通じての租税回避を規制するため、出資株主会社に対する日本での合算課税という規制措置を講じ、税金逃れを封じている。

(2) 規制税制の不備と改革の不徹底さ

これまで、この規制措置には不備が目立っていた。それは、(i) 政府が合算課税の適用対象として指定している国や地域以外にも多くのタックス・ヘイブンが存在し、そこに進出している現地子会社を通じての税金逃れが野放しになっていたこと、(ii) 指定地域にある海外子会社でも現実に事業活動を行っていると思われる場合には一定の適用除外基準があるが、それが実態に比べて甘く、抜け道となっていたことである。

ところで、平成4年度の改正により、軽課税国の指定制度が廃止され、軽課税国であるか否かは、その国における所得に対して課税される税額が、当該所得の25%以下であるか否かによって区別されることになった。しかし、この軽課税国指定制度の廃止は、まさに、タックス・ヘイブン規制税制崩壊の象徴的現象といっても過言ではない。

タックス・ヘイブン濫用防止のため、日本の親会社が法人所得の税率25%以下の国・地域にある子会社の株式を50%以上保有している場合、子会社所得は持株の比率に応じて親会社の所得に合算、課税される。しかし、この現行規制の25%基準は甘く寛大に過ぎ多くのタック

ス・ハイブンを規制対象外に放置されてしまっている。

また、子会社が独立企業として事業をしていると認められれば不適用となるなど適用除外基準があるが、このルールにも抜け穴がある。

現に、タックス・ハイブンを利用している日本企業の節税対策は急進展しており、なかには実際に社員がいないペーパーカンパニーをつくり巧妙な租税回避が盛んに行われている。

グローバル時代の国際税制の整備として、タックス・ハイブン濫用の規制を一段と強化するとともに、国際税務調査の体制整備で海外取引による脱税の取締りの強化充実を図ることが強く求められる。

(3) 再改革案の提示

そこで、次のような税制再改革案を提案し、改善を図ることにしたい。

- (i) 合算の対象となる軽課税国の認定は、(a)単なる指定制度の廃止でなく、適正な指定国制度の的確なる実施を行う。(b)軽課税国の指定方式だけでなく、規制もれによる課税もれの担保として軽課税国の認定に関する実質基準を設け、規制の整備と強化を図る。
- (ii) 軽課税国の判定基準として現行税制が採用している25%基準はあまりにも寛大である。タックス・ハイブン国の濫用による企業の国際的スケールでの租税回避行為の規制を徹底するため日本の現行税負担率の4分の3以下の国はすべて軽課税国とする。
- (iii) 適用除外基準のルーズさを利用する規制税制くぐりを排除するために、適用除外基準の再点検を行うことによる整備、強化をする。
- (iv) 執行面においては、国際調査部の強化を実施する。

これにより規制地域内に進出している現地子会社4,122社に対する

課税強化をするとともに、税制再改革提案による野放し地域内に進出しているペーパーカンパニーとみられる現地子会社615社と、それ以外の現地子会社1,789社とに分けて調査した数字を基礎として、増収額を試算すると4,400億円が見込まれる。

4 移転価格の操作による税逃れを許すな

—アメリカに奪われる日本の税金—

(1) 外国政府の不当な課税から日本企業を守れ

国際税制の欠陥は、移転価格操作といい、日本にある親会社から海外にある子会社に物品を輸出して卸す場合に、輸出価格を操作して税逃れをしていることである。

この移転価格操作を規制するには、国境を越えたことがらであるため大変むずかしい問題がある。数年前に移転価格税制がつくられたが、まだまだ緩いもので不十分である。日本で十分に規制できなくて、逆にアメリカに進出している日本企業がアメリカの税法によってひどい目にあっている。

つまり、アメリカに奪われる日本の税金が大きく、いまや日米税金戦争の炎が燃え上がっている。日本の企業は被害者になる側面もあり、被害を受けないように日本の企業を守りながら、日本の企業もまたともに自国に税金を払うよう求めることが必要である。

(2) ようやく導入された規制税制は機能不全

現在、多国籍企業などが海外子会社との取引価格を操作して、所得を国外に移転させることによって避税を行うことを規制するために移転価格税制が設けられている。

- (i) 法人が国外関連者との取引を第三者との通常の取引価格（独立企業間価格）に比して低価または高価で行ったことにより、その法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行

われたものとして課税所得を計算する。

- (ii) 国外関連者とは、法人と特殊の関係（直接・間接50%以上の株式の保有等）にある外国法人をいう。
- (iii) 独立企業間価格は、棚卸資産の売買については、以下の方法により算定するものとする（他の取引についてもこれに準ずる）。(a) 独立価格比準法、(b) 再販売価格基準法、(c) 原価基準法、(d) 上記3つに準ずる方法等。

(3) 移転価格操作の規制強化の提案

これに対して、税制再改革提案としては独立企業間価格の算定方法を明確に規定するとともに、税務行政の執行面では規制と取締りの、より一層の強化を図ることを求めたい。

これにより国外関連者間の取引額77兆9,192億円をベースに、移転価格操作対象推定額26兆9,600億円に基づく増収試算を試みると、2,800億円が見込まれる。

VI これからの日本のあり方とこれからの税制のあり方

—1995年度の尾崎行雄記念講演会で所見表明—

1 1995年度尾崎記念講演会で「これからの日本とこれからの税制」について講演

財団法人尾崎行雄記念財団主催、日本労働組合総連合会（連合）協力の1995年第4回「尾崎記念講演会」が、1995年9月19日、東京永田町の憲政記念館で行われた（講演14：00-16：00、質疑応答16：00-17：00）。

講演のテーマは、「これからの日本とこれからの税制—不公正税制・その実態を衝く—」であり、不公正税制の実態を衝き、「税の公正化」へのチャレンジを強調したのである。

2 「私の主張したいこと」をメッセージで表明

講演の資料として講演要旨を配布したのであるが、その冒頭に講師からのメッセージとして「私の主張したいこと」を記述しておいた。

その全文を掲げると、以下のようである。

私の主張したいこと

1 はじめに「不公正税制の是正」ありきである

—そのためには、その実態の究明が先決—

私は、かねてより、税制改革にあたり、まずもってなすべきは、消費税の増税論議ではなく、メイン・タックスである現在の直接税制に存在する不公正の是正であることを主張し続けてきた。所得税と法人税にある限りなき歪みと不公正を徹底的に是正し解消し税制を公正と正義が貫くシステムに改善することが先決である。

しかし、連立与党の政治家諸公をはじめ、マスコミを含めて世の多くの人達は、不公正税制の是正が必要なことを言葉としては強調されてはいるが、税制のもつ宿命的な特徴としての複雑性や高度の技術性、さらに納税者の個別事情の不透明性などからして、なかなかその実態に迫り、鋭いメスを加えることが容易ではないように思われる。

それは、税制上の問題点や欠陥が、複雑な税務会計システムのメカニズムの中に埋没し、特殊な会計テクニックのベールに包まれてしまっているためでもある。

いま、緊急に求められているのは、いわゆる不公正税制の真の実態に科学的照明の光をあて、その病巣を解剖し、改善改革のための適確なる処方箋である改革構想を具体的に提示することである。

2 所得税と法人税だけで13兆2,400億円のスケール

—「不公正税制の是正」による増収試算額—

日本税制はメイン・タックスに致命傷を抱えている。所得税における不公正税制は、投資所得課税で4兆4,400億円、譲渡所得課税で2兆1,200億円、特権者所得課税で4,300億円、合計して6兆9,900億円の規模に達する。

また、法人税制においては、国内課税で4兆5,000億円、国際課税で1兆700億円、特殊法人課税で6,800億円、合計して6兆2,500億円のスケールに及ぶ。

両者を合わせた総合計として、13兆2,400億円の財政規模が試算できる。平

成7年度の歳入予算に対し23.3%、(所得税は対税収予算割合32.7%、法人税では45.5%)に達する。

3 税は公正が基本だが多様な配慮も入る

—特有な考え方や計算の仕方がある—

税の仕組みは、本来、その社会、その時代にマッチした公正なものであることを志向しながら作り上げられてきている。

所得税や法人税など、所得課税における課税ベースは「所得」であり、これを「課税所得」という。この課税所得は担税力ないし応能負担力を示すものであるから、所得の発生原因や、実態、その性格、資金的裏付けなどを考察して、租税支払能力を考慮して測定することになる。

また、税は国民によって気持ちよく収めてもらわなければならないものである。だから、いかに理論的に優れているからといって複雑過ぎるものになっては困るのである。それに、国税局や税務署も限られた人員で大量の業務をこなさなければならないから、税務執行の現場のことも考えなければならない。

となれば、税は、その運営において納税者の便宜を図ることが最大の課題となる。いくら公平で立派な税制であっても、難しすぎて申告書も書けないのでは困る。たとえ申告書が書けても、それで3日も4日もかかったのでは国民は本来の仕事ができなくなる。

そこで、税はその運営において納税者の便宜を図るとともに、税務行政上の執行の容易性と効率性をも考慮すべきであるから、課税所得の計算に伴う負担をできるだけ少なくするとともに、より客観的にして明確な計算基準が必要なのである。納税者にとり所得計算の技術的な手続きがあまり複雑化しないように、できるだけ簡便化を図ることが適当となる。これは効率性の面からも、公正性の面からも重要なのである。

さらに、厄介なのは、税は公平にこれを徴収すればすむというだけのものではない。景気が悪くなれば景気を刺激し、景気が過熱したら冷やさなければ経済はおかしくなる。そこで、税にはその歳入調達機能のほかに、経済政策的な配慮や社会政策的な配慮が必要なのである。

4 善意で有効な政策も時代が変われば害悪化する

—「制度」は常なる「改革」の対象である—

経済社会が複雑になればなるほど、税においても公共政策への配慮は、ますます、必要である。しかし、これは税をして非中立的なものとし、経済に攪乱要因となることを知るべきである。

世の人々、あらゆる利害者集団、特に産業界・経済界は、税制に向い、時々政策的措置の導入を求めてくる。されど、ひとたび政策的措置が導入されると、それは制度的に固定化してしまい定着する。やがて、それが時代の変化によって、不適合なものとなっても、すでに現実化した制度やシステムは動かし難くなり、その改革を妨げる。

ましてや、人々は実際の制度に沿って行動しているので、多くの場合に、現実の制度を維持することに加担する傾向になりやすい。

税制は、かようにして集積された時代遅れの尾底骨的な堆積物の壮大な集大成であり、政官業癒着の構造的結晶物であり、歪みの“かたまり”である。

5 「税の公平化」への勇気あるチャレンジ

—巨大な力との血みどろの闘いだ—

世の中のすべての制度は、たとえ、それがどんな良くない制度であっても、それから利益を得ている者がいる。そこで、その制度を改革しようとするとき、その者たちは既得権益の維持のために政治家や権力者を使って反対することが多い。不公正税制で得をしている既得権者は、それが是正されると既得権益を失うことになるから、その是正に対しては巨大な力をもって頑強に抵抗し、あらゆる手段をもって、その権益を譲ろうとする。これら既得権者や、その代弁者・擁護集団と、我々は血みどろの激しい闘いをしなければならない。ねばり強い信念と英知、それに、たじろがない勇気と行動力がなければ、不公正税制の是正などは到底できるものではない。

何よりも、業界や支持者とのしがらみから不公正税制の是正に意欲を示すことが出来ない政治家と、法律の条項に盛り込まれたものが最高の善であり権威であると信じ、不公正税制の存在を認めることは、彼らの体面にかかわると思っている大蔵官僚の構造的体質が障害となっている。

因習と妥協に傾きやすい日本の社会構造を反映してか、現在の日本にはいろいろな分野で巨大な不公正が存在し、それが厳然として定着してしまっている。これを是正するためには、国民は、まずもって、その実態を知り、その不公正な事実に対し怒らなければならない。日本という国を真の意味において良い国にしたいという希望と意欲、期待と情熱がなければ怒りは湧いてこない。

まさに、税制は政治の顔、社会の公正さの鏡である。税のあり方は国の進路を決め、国民の精神構造まで変革する。国のバックボーンである税制を公正にしなければ、競争原理が働くダイナミズムにあふれた活力ある公正な社会を築き上げることはできない。いまこそ、「税の公正化」に向けての果敢な挑戦が

必要である。そのために強く求められているのは、政治家や国民の英知と良識、公正と正義を貫徹する勇気とエネルギーであり、世論の盛り上がりである。

政治の民主主義と表裏一体の関係にある「税の公正化」が、ひろく“経済民主主義”を強化するための推進力となることを願うものである。

1995年9月19日

(富岡幸雄)

3 「これからの日本とこれからの税制」講演の全文

1995年9月19日、東京永田町の憲政記念館において行われた尾崎記念講演会の内容は、その全文が「討論集会シリーズ」(No. 128, これからの日本とこれからの税制)として、尾崎行雄記念財団から1996年3月に発行された。

以下に、その記録の全文を掲載することとする。

(1) 「税の公正化」へのチャレンジ

「私の主張したいことは、はじめに「不公正税制の是正」ありきということですが、そして、まずもってその不公正税制の実態の究明が必要であるということです。一般に不公平税制とっていますが、「不公平」などという言葉ではあrawせないくらい、とんでもない税制を日本はやっているわけです。税制改革にあたりまずもってなすべきは、消費税の増税論議ではなく、メイン・タックスである現在の直接税制に存在する不公正の是正なのです。消費税導入に対して私は先頭に立って反対をしてきたわけですが、消費課税そのものに反対ではないのです。そういう税金を安易に導入すれば、政府の規模はますます大きくなり、国民負担は過重になりやすく、大変なことになる。いずれは必要なんだけれどもまだ早い。できるだけゆっくりやった方が良いという意味で反対してきたわけです。それで増税するかどうかを議論する前に、今の税制のどこに問題があるのか見直すことが先ではないかということなのです。

所得税と法人税に存在する限りなき歪みと、不公正を徹底的に是正し、解明し、税制を公正と正義を貫くシステムに改善することが必要です。そ

の為にはまず不公正税制の正体を明らかにしなければなりません。

ところが、厄介なことにいろいろわかりにくいのです。税制上の問題点や欠陥が、複雑な税務会計システムのメカニズムの中に埋没し、特殊な会計テクニックのベールにかくれてしまっているのです。税法は法律ですけども、盛られている中身は経済であり、それを実際に計算するのは会計技術です。

いま緊急に求められていることは、一生懸命やってきた学問的研究の成果なるものを知的武器として、いわゆる不公正税制の真の実態に科学的照明を当てることです。そして病巣を解剖し、改善改革のための的確なる処方箋である改革構想を具体的に数字で計算をして、数量化してみたいと思います。私がやってきた研究は税務会計学とっていますが、会計学という科学的英知を用いて税制を解剖して分析し、あるべき姿を明示するという学問なわけです。」

(2) 不公正税制の是正で13兆2,400億円の財源が発掘

「不公正税制を是正するとメイン・タックスである所得税と法人税だけで13兆2,400億円のスケールの税収が上がるということ。所得税においては、投資所得課税、利子とか配当というような投資所得課税をきちんと租税の原理に従って直せば4兆4,400億円。土地や株のキャピタル・ゲイン、譲渡所得とっていますが、それをきちんと課税すれば2兆1,200億円。特権者所得課税、政治家の先生方とか、お寺のお坊さん、教会の牧師さん、そういう偉い方がどうもあまり税金を納めていないのではないか、という疑いがあるのです。それをきちんと直すと4,300億円。個人の所得税だけで合計して6兆9,900億円の財源が入ってくる。

また、法人税においては、国内課税で4兆5,000億円。経済のグローバル化によって国際課税が非常に重大になっておりますが、国際課税の是正で1兆700億円。宗教法人などの公益法人、医療法人だとか、そういう特

殊法人にきちんと税の原理に従って課税すれば6,800億円。法人税は合計6兆2,500億円のスケールに及ぶわけです。両者を合わせた総合計として13兆2,400億円の財源規模が試算できる。これは平成7年度の歳入予算に対してどのくらいのウエートかという、23.3%になります。所得税の対税収予算割合は32.7%、法人税に至っては45.5%にも達するわけです。これをどのように使うかということは、国民の意思によるわけです。再来年の4月から消費税が5%に値上げになる。それも見直し条項25条の規定によって、どうも5%でとまりそうもない。新進党などが、もっと上げろという議論がなされていることが、新聞に報道されています。

景気対策として一番いいことは需要の喚起です。国民がモノを買ってお店の売上げが増えれば生産が盛んになるわけです。内需拡大です。減税をする場合に、所得税の減税より消費税の減税の方が、需要喚起効果が大きいのです。所得税というのはアベレージ以上の人が割合に高く払う税金ですから、減税されても買いたいものはあまりないのです。貯金や投資に回って、消費性向が低いわけです。年金生活者とか、母子家庭とか、若い人とか所得の低い人は所得税はほとんど払っていません。しかし、モノを買えば消費税がきちんと3%かかるわけです。それをまけてやれば消費性向は100%に近いわけですから、所得税の減税による需要喚起効果に比べて、数倍も需要喚起効果があると思うのです。不公正税制是正の財源内の7兆1,750億円の財源で、消費税の徴収停止を行います。あれだけ議論して、自民党が大変な努力をしてやっとの思いで導入した消費税ですから、廃止するわけにはいかないでしょう。そこで2年間ぐらい凍結にしたら、景気もよくなるのではないのでしょうか。

さらに、残った6兆650億円で痛めつけられているサラリーマンの所得税と住民税をうんと軽くしてやるのです。サラリーマンの89.5%を占める年間給与収入800万円以下の人たちの所得税と住民税がゼロになる。これ

が簡単にできるとは思っていませんが、不公正税制のスケールがどのくらい大きいかということ、国民の皆さんに知っていただくために、あえてこういうラジカルな提案をしてみたわけです。もとより、これは気に食わない人も大勢いるでしょう。そこに難しさがあるわけです（後掲の〔図表1〕参照）。

次に、税は公正が基本だからいろんな配慮が入る、ということです。世の中が複雑ですから、いろんな要素を考えながら租税立法をしなければならない。まさに税は政治なのです。」

（3）政策税制の本来のあり方

「税の仕組みは、本来その社会、その時代にマッチした公正なものであることを志向しながらつくり上げられている。優秀な大蔵官僚が英知を傾けて、公平、公正な税制法案をつくっている。国会でも国民の代表の議員が本当に真剣に議論しつくされているわけですから、立派なものが出てくるわけです。

所得税や法人税など、所得課税における課税ベースは所得であり、これを「課税所得」と呼んでおります。これは担税力ないし応能負担力を示すものでありますから、所得の発生原因とかその実態、その性格、資金的裏付けなどを考えながら、租税支払い能力を考慮して決めます。お金が払えなければ課税できない。課税しても滞納になるだけです。支払い能力ということが、税を課する場合の絶対要件なのです。

また、いかに理論的に優れているといっても、複雑過ぎては困る。国税局や税務署も限られた人員で大変な多くの事務量をこなしているわけですから、税務署の現場で執行できなければまた困るのです。となれば、税はその運営において納税者の便宜を図ることも重要な最大の課題です。難し過ぎて申告書も書けないようでは困るし、たとえかけても3日も4日もかかったのでは、国民は本来の仕事ができず、国民経済的なロスです。

より客観的にして明確な計算基準が必要なのです。そういう考えでわれわれは税制をつくってきているわけです。これは効率性の面からも、公正性の面からも重要です。ただ簡便性を重くみると、抜け穴ができ、これを悪用する人がいますから、不公平になります。抜け穴を防ごうとすると、条文が膨大になります。税法の条文のほとんどが抜け穴ふさぎの膏薬張りです。巨大な怪物のような、おぼけのようなものが今の日本の税制なのです。

さらに、厄介なことに、税は公平にこれを徴収すればすむというだけではないのです。景気が悪くなれば景気を刺激し、景気が過熱すれば冷やさなければだめです。つまり熱いときは冷やせ、寒いときは暖めろというエアコンです。そういう機能が税にはあるのです。税にはその歳入調達機能のほかに、経済政策的な配慮や社会政策的な配慮が必要なのです。こういう複雑な要素があり、そういう形で税制というのはできあがっているのです。

善意で有効な政策も時代が変われば害悪化します。つくったときは良いものだったのに時がたつにつれてとんでもないものになってしまうことがあります。「制度」は常なる「改革」の対象であるということです。経済社会が複雑になればなるほど、税においても公共政策への配慮はますます必要なのです。しかし、これは税をして非中立的なものにしてしまいます。経済に対して攪乱要因になることを知るべきです。世の人々、あらゆる利害者集団、特に産業界、経済界は、税制に向かい、時々の政策的措置の導入を求めています。新聞はそれで埋まっています。不況対策だとか、土地の流動化対策だとか、円高対策だとか、常に政治に求めている。政治のことを悪くいいながら、国民もマスコミも全部政治に頼っているわけです。公定歩合が史上最低だが、税制改革こそ景気対策の決め手だと、まことしやかにいっています。しかし、ひとたび政策的措置が導入されると、それは制度的に固定化してしまい、定着します。やがてそれが時代の変化によって、不適合なものになっても、すでに現実化した制度やシステ

ムは動かしがたくなり、その改革は妨げられます。ましてや人々は実際の制度に沿って行動しているのですから、多くの場合、現実の制度を維持することに加担する傾向になりやすいのです。何かといえば政治に要求するが、まず自助努力でやるべきです。かくして税制は、かようにして集積された時代遅れの尾底骨的な堆積物の壮大な集大成であり、政官業癒着の構造的結晶物であり、歪みのかたまりなのです。それほどひどいのです。けれども、その中に住んでいますから、空気が悪くても感じないのです。直すことにむしろ抵抗があるのです。だから改善ができない。よほどひどいことでない限り改革などというのはできません。

確かに税は政策にとって有効であるようにみえますけれど、あまり税を安易に政策に使うと、そのツケが回ってくるということです。土地税制などは良い例です。土地税制は成功したためしがないのです。あわてふために土地税制をつくったけれども、全部裏目にでているのです。

何よりも、税の公平化への勇氣あるチャレンジについて訴えたいのです。世の中のすべての制度は、たとえそれがどんなに良くない制度であっても、それから利益を得ている者がいるのです。そこでその制度を改革しようとする、その者たちは既得権益の維持のために政治家や権力者を使って反対することが多いのです。不公正税制で得をしている既得権益者は、それが是正されると既得権益を失うことになりますから、その是正に対しては巨大な力をもって頑強に抵抗し、あらゆる手段をもってその権益を守ろうとします。これら既得権益者やその代弁者・擁護集団と、われわれは血みどろの激しい闘いをしなければなりません。政府の審議会なんかは官僚の隠れ蓑といわれています。税制調査会もありますが、どうも大蔵省のいうとおりに動いている。私も政府税制調査会の特別委員をやったことがあります。会議で私に発言させないようにするのです。御用学者が、学問的理論と潜称しいかがわしい理論を展開しながら、既得権益者の

擁護集団に理論的根拠を与えているわけです。何よりも、業界や支持者とのしがらみから不公正税制の是正に意欲を示すことができない政治家と、法律の条項に盛られたものが最高の善であり権威であると信じ、不公正税制の存在を認めることは、彼らの体面にかかわると思っている大蔵官僚の構造的体質が障害になっています。」

(4) 不公正税制の是正論に対する抵抗

「私の不公正税制の是正論の研究に対して、大蔵省が膨大な反論内部文書をつくったことを最近知りました。きょうはこの大蔵省の私の論文に対する批判を逐一再反論します。彼らは善良であり、優秀なのですが、自分たちのやっていることは絶対間違っていないという信条を持っているのでしょう。それが今や過信というか、傲慢というか、不遜という形になって、いろいろな問題を起こしているわけです。不公正税制の問題と、今の大蔵官僚の尊大にして社会的批判を受けるような行動とは決して無関係ではありません。1人の学者が命を賭けてやっている研究なのですから、もう少し謙虚に聞いたらどうでしょう。疑問があったら電話をかけて聞いたらどうですか。謙虚に聞こうとしないで、一刀両断のもとに門前払い的な批判的文書をつくって、ひそかにあちこちに回しているわけです。そういう大蔵官僚の体質が改善されない限り、国民は救われません。

因習と妥協に傾きやすい日本の社会構造を反映してか、現在の日本にはいろんな分野で巨大な不公正が存在し、それが厳然として定着してしまっているのです。これを是正するためには、国民はまずもってその実態を知り、その不公正な事実に対して怒らなければなりません。日本という国を真の意味において良い国にしたいという希望と意欲、期待と情熱がなければ怒りは湧いてきません。

国民は醒めていますね。選挙に行かない。投票に行かない人が半分以上いる。文句だけいっている。政治家を批判する前に自分たちが反省すべき

だと思うのです。マスコミは国民に反省を促すべきだと思います。それを煽動するようなことを新聞やテレビはいつている。まさに税制は政治の顔、社会の公正さの鏡です。税のあり方が国の進路を決め、国民の精神構造まで変革する。国のバックボーンである税制を公正にしなければ、競争原理が働くダイナミズムにあふれた活力ある公正な社会を築き上げることはできません。今こそ税の公正化に向けての果敢な挑戦が必要です。そのために強く求められているのは、政治家や国民の英知と良識、公正と正義を貫徹する勇気とエネルギーであり、世論の盛り上がりであると思います。

この間、NHKのTVで「ライバル日本史」というのがありました。あの番組で原敬さんと尾崎行雄さんを対決させてやっていました。原さんは、人間は金や利権を与えれば動くのだという。それに対して尾崎行雄先生は、金ではなく理想を語ることがとても大事だという。民衆を信頼し動かすことを期待する。民衆の声が政治を動かすのだというように、尾崎号堂先生はいわれたということ、この番組でも紹介しておりました。税制がアンフェアなら、その不公正税制をなくすために世論の盛り up を期待したいのです。われわれ学者はこれを国民に向かって訴えかける。これが任務だと思います。政治の民主主義と表裏一体の関係にある「税の公正化」が、広く経済民主主義を強化するための推進力となることを願うものであります。以上が私の主としていたいこととあります。」

(5) 日本税制の構造的欠陥

「税制については中曾根・竹下両内閣のときに、抜本改革というのが行われました。この抜本改革は、消費税の導入が目的だったわけです。直間比率の是正を目指し、消費税と称する大型間接税の導入が目的だったわけです。辛うじてその目的を達したわけですが、税における垂直的公平が後退し、不公正が拡大しました。これは税制族の暗躍と税制の利権化で、悪名高き自民党税制調査会の罪状です。政治家が税制を利権化したわけで

す。政界と官界と業界とが連携して展開した減税運動、これが日本の税制を欠陥だらけにしてしまいました。

日本税制の重大欠陥を6つ挙げましょう。

1つは、担税能力に応じて徴税できる仕組みである所得課税の空洞化、すなわち所得税が労働所得税化し、勤労者、サラリーマンばかりが取られる税金になったことです。

2つは、大衆増税の決め手である大型間接税＝「消費税」の強行導入により、新たな不公正税制をつくり出したことです。

3つに、資産所得課税の空洞化と特定大企業優遇税制の恒久的存続化により、直接税における不公正税制が固定化しました。

4つに、税における所得再配分機能の著しい後退と、資産・所得・生活格差の拡大。土地を持ち、自分の家のある人と、家を持たないでマンションと称するアパートに家賃を月7万円、8万円、ときには10万円をも払う人とは天地雲泥の違いです。こういう格差社会ができてきています。いわゆる「新階級社会」が台頭し、日本の社会全体が中世の封建国家に戻りつつあるということです。活力がなくなり社会が停滞し、若い人の意欲がなくなっているわけです。

5つに、消費税の出現で、普遍の間接税への重点移行による租税民主主義の衰退が始まっています。間接税というのは幾ら取られているかわからない形で採る税金ですから、タックス・ペイヤーとしての意識を明確化しないわけです。そういう意味では非常にデモクラティックな税金ではないわけです。

6つに、税制改悪により社会構造に変化を生じ、税文化の改革を招き、民主政治の後退と、民主国家の危機が到来していることです。」

(6) 村山政権による「背信」の税制改革

「君子豹変」という言葉があります。「豹変」とは、豹の斑点が季節に

より美しく変化すること、良い方に変化するというのが本来の意味です。村山内閣の連立与党の豹変ぶりはどうであるか。消費税絶対反対、導入後も廃止を訴え続けてきたことは、天下周知の事実です。ところが、自民党と政権を組み、その消費税増税の悪役を演じたのです。これはまさに「豹変」ではなく「変節」です。

1990年2月の衆議院選挙において、自民党は「高齢化社会の到来に備え、消費税の定着は重要課題、食料品は小売段階を非課税にするなどの見直しの実施、税収は国民福祉に優先して当てる」と公約しました。一方、社会党は「消費税を廃止し、国民の信頼と合意が得られる税制に」と公約しました。次いで1993年7月の総選挙では、自民党は「財源をどう安定的に確保するかを考慮しつつ、税制の制度、仕組みについて全般的に見直す」といい、そこには直間比率の是正だとか、消費税の値上げなどを匂わすようなニュアンスは全くありませんでした。しかしそのいい方では、実際に何を盛られてあるのか、国民にはさっぱりわからないわけです。自民党はわからない公約を掲げたわけです。社会党に至っては、「税率を上げるべきではない。緊急の是正措置として、逆進性緩和のため、飲食料品の非課税化を実施する」と、明言しています。

政治の世界では、国際情勢や社会経済の状況変化に応じて、政策の変更を敢行することが必要なことは大いにあるでしょう。賛否両論のある中で説を変えることも認められるべきでしょう。しかし、それは野党であるときのことであり、権力の座についてからなすべきではないと思うのです。すべからく、政策の変更は信を国民に問うてから行うことが、民主政治の鉄則であり、原点だと考えます。」

(7) 実際の納税額が少ない巨大企業

「次に、法人税の現状と不公正の実態についてです。大蔵省が法人税の改革についていろいろいっていますが、はっきりいってまったくの的外れ

です。法人税には大企業税金逃れのメカニズムがあるわけです。これにまずメスを加えることが先です。

法人税については表向きの税率は非常に高い。ですから、産業の空洞化の問題と関連して議論が起きているわけです。こんなに高くは本店を税金の安い国に移すと経済界は政府を脅迫している。基本税率は37.5%ですから、表面的には日本の法人税率は高いです。アメリカ合衆国は35%、イギリスは33%です。日本は消費税を導入したときに37.5%に下げたのです。これを並べてみると、確かに日本の法人税は国税だけみても若干高い。問題は地方税がかなり高いのです。地方税の議論はきょうは時間がなくてあまりできませんが、非常に問題があるのです。日本の法人税の正味税率は33.48%、地方税が16.5%で49.98%です。アメリカは連邦税が31.75%で、地方は9.3%ですから41.05%、イギリスは33%、ドイツは少し高く49.79%です。国税はそんなに違いはないが、地方税が突出しているわけです。ここに問題があります。地方が法人企業にどういう課税の仕方をすることが良いのか。この場合に課税の仕方はどうあるべきかという議論が、根本的になされるべきです。

問題は企業規模別の経済的な意味における真実の実効税率負担率に大きな差異があることです。実際の納税額が少ない巨大企業ということで、具体的に数字をあげながら検討してみたいと思います。企業の規模別の実際の法人税負担率ということで、これは国税法人税だけの実効税率負担の分析です。1992年に、資本金が100億円以上の巨大企業が954社ありますが、国内で払っている法人税の真実な実効税率負担は、わずかに30.88%です。資本金100万円未満の零細企業よりも安いことがわかります。

実は日本の企業が移転価格税制がらみで外国でいじめられているという大きな問題もあるのです。国民の稼ぎが外国に奪われているのです。しかし一方、法人税の基本税率が37.5%なのに、外国に払ったと称するものも

入れて計算しても33.94%にすぎないのです。

いかに巨大企業の法人税が安いか。表向きの税率と、いろいろ細かい技術的な税務会計の計算をして、算定された課税所得に対して実際に払っている税金とは全然違うのです。ここをしっかりと押さえて、税制改革の議論をしてほしいと思うのです。

問題は、日本経済の活力の源泉である中堅・中小企業が、不当に高いということです。資本金1億円以上で5億円未満の企業の実効率が39.17%で、法定の基本税率よりも1.67%も高くなっています。資本金2,000万円以上から5億円未満あたりの中堅・中小企業の税負担がいちばん重いのです。日本は中小企業の国ですから、もっとこれらを力づけていかなければ、国の発展は期待できないのに、中堅・中小企業が法人税制上いじめにあっているわけです。小さい企業が安いのはあたりまえです。年所得800万以下の部分には軽減税率とあって、安い税率でいいよとっているわけです。それよりも巨大企業の方が安いというのはどういうことでしょうか。この原因は企業優遇税制があり、隠れた補助金である租税特別措置があるということです。租税特別措置の予算の見積りに問題があるのではないですか。

羽田内閣の時ですが、1994年6月20日の参議院の大蔵委員会で野党のある議員が法人税の実態はどうなっているのだ、企業規模別の実効税率はどうなんだ、大企業の税金を安くして、中堅企業の税金が高いのではないかということ意識しながら、企業の規模別の実効税率はどうなのだ、ということ質問したわけです。藤井裕久大蔵大臣にかわって小川是主税局長が答えたのは、そういう企業規模別のデータはつくっていないということです。1億円超と1億円以下なら区別はわかるが、そういう細かいはありません、というわけです。そこで、東京新聞に出ている富岡氏のデータはどうなのだ、大蔵省は見たかというように野党の議員が質問したら、

見たという。どう思うかと聞いたら小川主税局長は「大変に世を惑わせるような試算である」と答えている。大蔵官僚は自分たちのつくった税制は神聖にして侵すべからず、絶対間違ったことをしていないという信念がある。それが過信になり、傲慢となり、いろいろな事件を起こしている。それが金融行政を混乱させている原因でもある。法人税の改革においては、まず企業規模別にある税負担のアンバランスの実態というものを、大蔵省は謙虚に詳しく分析すべきです。

大きな企業になればなるほど実効税負担率は小さいわけです。税金をまけてもらっている項目が多いからです。

次に、企業利益相当額を計算するわけです。税務署へ申告した所得というのは、企業利益ではないのです。企業利益に税務調整項目を修正加工したもののなのです。いろんな準備金が数多くあります。そういう準備金に繰り入れれば税金をまけてやる。受取配当金益金不算入という法人間配当無税の措置もあります。日本の会社の株式は、8割以上を機関株主である法人が持っている。お互い株を持ち合っている。よその会社の株を持っていて配当金をもらっても、それは二重課税排除という理由によって、その大部分に税金がかからない。現在は8割非課税で、2割だけが課税です。それとこれまた多くの特別償却というのがあって、これを加えなければ、企業利益相当額が出ません。課税所得から企業利益相当額を逆算するわけです。法人税額を企業利益相当額により除算することにより経済的な意味での実際の税負担率が求められるのです（後掲の〔図表3〕参照）。」

(8) 日本の法人税制の欠陥とその是正

「法人税の問題点は複雑な税務会計のメカニズムに埋没している。タックス・エロージョン、課税ベースの縮小の進行に問題があります。法人税制は二重課税の排除を理由として内国法人からの受取配当金を益金から除外し、法人間配当を無税としてきた。竹下税制改革によって、受取配当金

の80%が益金不算入となつて、2割課税にとどまつた。

消費税導入が争点となつたときNHKの政治討論会のTV番組で2時間半討論をしたことがあります。当時自民党の政務調査会長であつた、おしくもこの間亡くなられた渡辺美智雄先生が自民党を代表されて出演された。消費税の提案です。私は反対の旗頭で、向かい合つて2時間半激論した。そのとき私は渡辺先生に、受取配当金について、2割だけ課税する根拠は何か、課税するなら全額課税すべきです、また逆に二重課税排除ならば全額非課税にすべきだ、うるさいから2割だけ課税しておけというような、毛ばり税制みたいなものでは困る、何で2割なのですか、と聞いたのですが、あの能弁な渡辺先生も黙つてお答えにならなかつた。つまり根拠がないということです。全然課税しないのもまずいから、とりあえず2割だけ課税しておくかという、アバウト課税です。そういうその場しのぎ的な税制改革をずっとやって今日まできているのです。

法人の受取配当金課税についての富岡提案は、いわゆる法人区分論に基づき、配当金の支払法人が資本開放性法人である場合には、受取配当金の益金不算入制度を適用しない。ただし、子会社の場合はこの限りではない。これに対し、配当金の支払い法人が資本閉鎖性法人である場合には、受取配当金の全額について、益金不算入とする、という考え方です。配当課税をめぐるのは法人課税の本質論とからめて世界の学者によって果てしなき議論が戦わされています。いろいろな説があることは承知しています。しかし、会社といつてもピンからキリまでありますから、むしろ会社の実態によって分けるべきなのです。会社らしい会社、資本金100億円以上の会社が954社、50億円以上の会社が703社、10億円以上が3,337社、この辺までが会社らしい会社なのです。あとは個人の業者が、会社にした方が税金が安くなるぞとすすめる、税理士のしり馬に乗つて会社をしているのです。こういうものを全部同じ税法や同じ商法で扱うこと自身がおかし

い。これらは分けて法人税制を別にすべきです。

法人区分税制というのは、法人を資本開放性企業と資本閉鎖性企業に分ける。これによって、公開大会社の場合はもっと厳密精密な会計制度をつくる。中小企業の場合にはもっと単純な計算でいい。法人税制においては、法人区分に従い、それぞれ別個の課税論理により再構成し、企業の経営実態に合った税制を構築するということなのです。そうしてきちんと受取配当課税の是正をすると、3,600億円の増収になります。

次に、複雑な税務会計制度の変則的自由化弾力化のもと、密室での経理操作による税逃れが行われています。利益が大きく上がっている優秀な会社はどんどん経費に落とします。利益の上がってない会社は資産に上げる。こういう矛盾があります。結局、優良企業は税金が割安になっている。その原因となっている資産計上基準の緩和化であり、これの是正、営業権の自由償却化の是正、開発研究費の自由償却化の是正、企業利潤の社用消費化の規制を断行すべきです。こういう税逃れをやめると、2兆1,100億円の税収が上がるわけです。

次に、土地の譲渡課税の是正、これで1兆3,000億円。それから外国税額控除制度の是正、タックス・ヘイブン（税金回避地）濫用の規制強化、移転価格操作の規制強化による国際課税の整備充実により1兆700億円の増収が試算できます。使途不明金への課税強化、公益法人課税の適正化、医療法人課税の是正、準備金・特別償却等の特別措置の整理、を提案しているわけです。

法人税制に存在する不公正の是正で6兆2,500億円の税収を試算することができます。法人税の改革では、大蔵省はいま、課税ベースの「拡大」といっていますが、やたら拡大されては困るのです。課税ベースの「正常化」なのです。本当に法人税が高いなら、税率をきちんと下げるべきです。そして、一方では課税所得とは何か、ということで、課税所得と

いうのはかくあってしかるべきだ、という原理原則があるのです。それに照らしてずれているところを直せばいいのです。政策なんかでも用がなくなった政策はやめればいいのです。」

(9) 日本経済を破壊した真犯人

「この際、もう1ついいたいことは、日本経済をおかしくした税制と企業会計制度の欠陥は何か、そしてバブルをつくった真犯人は誰かということです。

日本経済は土地の価値をベースにした銀行管理経済だった。土地とカネの雪ダルマ現象だったわけです。大幅な金融緩和、超低金利政策が土地デリバティブに駆り立て企業の財テクによる土地の買いあさが横行した。ところが、土地神話と銀行神話が災いし、土地ブームによるバブル経済の水膨れが崩壊した。いま、その後遺症、このツケが国民に回っているのです。残ったものは40兆円とも60兆円ともいわれる銀行の不良債権の山である。銀行経営者も大蔵省も政治家も責任をとろうとしていない。驚くべきは巨額な資金を借りた不動産業者が借りた金を返さないばかりか利息も払わないで、政府の政策が誤ったから経営が破綻したのだと開き直っている始末である。簡単に公的資金導入というけれども、公的資金というのは税金です。しかも、手段を選ばず金もうけに奔走した投棄的な民間企業の経営破綻の穴埋めを国民の税金ですとはどうしたことか。それでは国の税制とは何か、ということになります。銀行に預けた大口預金者の巨大な個人資産を守るために、消費税を含めた税金で、所得税も払わないような庶民のカネが、大資産家に移転するわけです。これでは所得の逆移転です。

所得の再分配というのは豊かな人の方からそうでない人の方へ移転することです。逆に豊かでない人の方から公的資金の導入、金融信用秩序の維持という名のもとになら、消費税を含めた税金が大資産家の資産の保全に使われるということでもいいのか。これでは、形を変えた庶民からの収奪で

す。公的資金を使う場合の原理原則をきちんとして、けじめをつけてからやってもらいたいということです。

日本の企業会計制度は「含み益」は計算しない。取得原価主義計算だからです。しかも土地に投資することによって、どんどん企業は含み資産をつくる。銀行は土地さえ持っていれば金を貸す。超低金利政策、金融緩和措置を行い、歴大なバブルをつくっていったわけですが、それがパンクしたのです。

ストックインフレは土地保有企業に巨大な「含み益」をつくり、しかも、土地や株の「含み益」には課税しないのです。財テク非課税の土地や株に対しての甘い税制がバブルを誘発したのです。企業は税制をフル活用して土地買いに狂奔した。国家が主犯となって巨大なバブルづくりをしたのです。その要因は土地税制にあり、企業会計制度にもあるのです。こういうことを反省しないで、またぞろ土地の流動化対策とかいって、土地の税金を安くしろみたいな話をまたやっている。」

(10) これからの税制のあり方

「これからの税制のあり方ということですが、税制改革というのは、どういう世の中をつくるか、ということです。その改革の前提となる社会システムの指標は、公正で活力ある社会の建設です。デモクラシーの原理に基づく租税理念を追求することです。応能負担原理、所得再配分機能、税務会計原理に従った租税理念の実現が望ましい。かつ、納税者の権利が尊重され、国民として権利と義務を行使している、ということを意識させるようなシステムの確立が必要です。産業が空洞化して、海外に全部逃げ出してしまうような国では困るのです。多少税金は高くても、この国にいて仕事をしようというような国をつくっていかうではありませんか。

そのためには、理念とする3つの自由が前提です。人間の本源的な意味における自由としての、心の自由、経済の自由、生活の自由です。税制改

革の指導理念としては、取りやすい所から取るというアバウト課税ではなくて、理念追求型のおくまで論理を追求する。道理のある税制にすることが私の願いです。

直間比率の是正論はナンセンスで、財政当局による安易な財源論ではない。税金を払う根拠は何ですか。国が財源がいるから税金を取られる。それでは苛斂誅求です。政治に参加する国民に、タックス・ペイヤーとしての権利を行使する、負担能力、支払い能力があるから、自分の財産を拠出して、国に提供する。負担能力があるから、負担能力に応じて税を払うのです。政治家はその国民から預かった金の範囲内で政治をし、その金を国民に再配分する。政治家が必要な金を国民に割り当てて取るのではないのです。

財政赤字であるから直間比率の是正で、消費税を上げるとするのはナンセンスです。まずもって徹底した、行財政改革を断行すべきです。歳出削減をやり、小さな効率的な賢い政府にすべきです。そして法人税率を下げ、活力のある国にして、企業が生き生きと働けるように、産業の空洞化も防ぐし、雇用の機会もつくっていく、という政治でなければならないと思います。

取りやすいことから税金を取る現実妥協型の税制で、租税論理を放棄したアバウト課税への墮落の途をたどるか、それとも税文化のルネッサンスを求めて、応能負担原理に即した公正な税制の構築を目指すか、そのどちらの道を選ぶのか。これは学者の議論ではありません。国民の選択です。英知ある国民の皆さんの選択です。

公平に課税するのだといっても課税ベースの概念がはっきりしなかったらできない。税制改革のメルクマールに理想を目指す税務会計原理を加えたところで、課税ベースの妥当性を追求してほしいのです。真に必要なものは経費として認めた上で課税すべきだ。それで入った税収だけで、政治

家は政治をしてほしい。これがデモクラシーの政治の原点です。

税務会計原理とは何か。課税所得の特質とその捉え方、税務会計原則の体系、税制改革にあたりとるべき手順についての緊急提言、今政治に求められていることは何か。国の根幹である税制問題に党利党略を導入させるな、拙速な増税路線は危険だ。今着手すべきは不公正税制の是正である、ということにつき申しあげたかったのです。」

(11) 日本税制再建のための検討課題

「次に、日本税制再建のための総合的検討課題として、租税正義・公正社会の実現のためにやるべきことは、第1は、拡大する社会的不公正の是正を目指す「社会公正論」の展開です。今バブルが崩壊したとはいえ、土地や株の保有による資産格差の拡大は、一向に改善される気配はない。資産格差は所得格差を生み、生活格差をもたらし、経済大国・生活小国の様相はますますその度合いを深めつつあります。何よりも重要なのは、地価高騰のような、個人の努力や選択によってはいかんともしがたいような場面で、格差が拡大している。

真面目に働く勤労市民のレベルから見ると、現在においても、地価はまことに気が遠くなるような、異常に高いレベルにあります。マイホームの確保はすでに夢のまた夢であり、将来への希望が持てる人生プランを築くことなど、言う方が無理というものです。まず公正な社会を確立することが最大の課題です。

第2として、所得税の基本理念と本来的使命の回復を志向する「所得税再建論」の確立です。基幹税である所得税の理念と現実には、あまりにも大きなギャップがあります。利子所得、配当所得などの投資所得、株式や土地の譲渡所得など、資産性所得が特別控除や分離課税によって、課税除外や軽課されていることを改め、総合累進課税方式に税制を回帰させなければならない。利子・配当、キャピタル・ゲインにしっかり課税するとい

うことです。これを実現するためには、税制の根本的な刷新とともに、納税環境の整備が肝要です。特に資産所得の適正な把握を可能とするシステムの構築が必要です。このためには、プライバシーの保護と、行政の不当介入を排除することには十分な配慮をしながらも、国民合意のもとでの納税者番号制度の導入は積極的に検討されるべきだと考えます。

第3として、中小企業の経営実態にマッチした課税を目指す「中小企業税制論」の構築が必要です。中小企業を税制上どう扱うかは、日本の産業社会を健全にし、社会構造を安定強化するために極めて重要です。資本を開放している大企業とは全く異なる、資本をクロズドのものとしている資本閉鎖性の中小同族企業の経営実態に即応した所得課税、相続税課税を首尾一貫してトータルに包摂し、事業継承税制をも位置づけた「新しい中小企業税制」のシステムの構築を進めたいと考えます。

第4は、法人課税の根本的改革を考える「法人課税改革論」を推進することです。大法人課税は、いま完全に空洞化しています。これは建て直す必要があります。大企業の所得課税は、いかにあるべきかを根本的に検討し、大企業の社会的実在性に着目して、経済的実態から著しく遊離している非現実的な現行の法人課税の基本的仕組みの見直しを行いたい。この結果、法人企業の財テクを不当に優遇している現行の法人間配当無税措置の是正が行われなければなりません。

一方、複雑な税務会計システムのメカニズムに埋没している巨大なタックス・イロージョンを是正することをはじめ、交際費課税や使途秘匿金課税の問題が提起しているデリケートな問題の解決が求められます。企業経営に必要不可欠な支出については厳しく基準を決めて、認めてやるべきです。無理のある税制は犯罪人をつくります。さらに、税務会計処理テクニックを駆使した巧妙なタックス・シェルターの拡大も防がなければならない。租税特別措置の硬直的な固定化の解消、税務会計制度の変則的弾力化

による課税ベースの不当な縮小化の是正も必要です。それとともに、課税してはならないものに課税してはいけないのです。

第5は、ボーダーレス・ワールドにおける「国際課税調整論」の進展です。国際課税の正常化が極めて急務です。経済活動と企業行動の国際化と、国境の壁に立てこもる課税権のギャップは深刻です。企業は国境を越えて利潤を追求して、モノ・カネ・ヒトが動いていきます。一方、国の権力の行使には国境があり、国境に立てこもった課税権がそれを妨げています。この経済のグローバリゼーションと、各国による課税権の行使の障壁のギャップの調和が21世紀での人類の最大の課題です。

いま、国際課税において緊急に解決を迫られている課題は3つあります。第1は国際的二重課税の排除をめぐる問題、第2は国際的租税回避の規制をめぐる問題、第3は世界税金戦争ともいえる国際的租税摩擦の解消をめぐる問題です。

不公正税制の是正という視点から国際課税をみると、国際二重課税の排除のために設けられた外国税額控除制度の欠陥、タックス・ヘイブンの悪用、トランスファー・プライシング（移転価格操作）の濫用などにみられるように、多国籍企業や巨大企業の国際的事業活動による世界的スケールでの国際的脱税や租税回避の横行が目にとります。力があり金のある大企業は、儲けるためには手段を選ばない。英知の限りをつくし、世界的、地球的スケールで税金逃れをしているのです。それに対して日本の税制は寛大に過ぎ、規制が甘く執行も不徹底であり、全く無力です。やりたい放題、やられ放題という状態です。これはだめです。

第6は、ストック課税の本質的なあり方を探究する「資産保有課税論」の追求です。資産課税の公明化と正当な位置づけが必要です。資産課税の本来の姿は、富の再配分機能と深く関わっている。またそれは、何よりも経済格差の少ない活力ある公正で働きがいのある躍動する経済社会をどの

ようにつくっていくかということ左右する要因です。政府財政当局は、消費税の導入と、その税率アップには極めて熱心であったが、資産課税については、相続税の当面の物価調整的措置を除いてはまったく改革を行わず、どちらの方向を向いているのかさっぱりわからない。果たしてどのような社会をつくろうとしているのか、理念もビジョンもない。改革のための議論さえも十分にしていないのが今までの税制改革の現状です。海部内閣によって導入された地価税も、立法過程において自民党の政治的圧力で骨抜きになり、性格も極めてあいまいで、新たな不公正を生ぜしめ、一段と税制を混迷化する要因となっています。

第7は、消費に対してどのような課税が適切であるかを検討する「消費課税原論」の究明です。消費課税も必要なのです。ただ、不公正だらけの今の法人税、所得税のままで今のような欠陥税制の消費税を上げることはよくないといっているのです。確かに消費にも応分の負担を求めることは必要ですが、しかし、消費課税はあくまでも基幹税としての所得課税を補完するものとしての位置づけです。あくまでメインは所得課税です。それで足りないものを補うという意味で、奢侈品、高度の便宜品、高級サービスに対し、消費の持つ「質」、つまり担税力の差異に着目して、限定的に課税することが正しいと考えます。従って、生活必需品に対しては絶対に課税してはならないのです。

租税における応能負担原理は、消費課税においても生かされるべきだし、この点からしても、現行の消費税のようなあらゆる消費に対して無差別に、しかも一律に課税していくという税制は、すみやかに撤廃し、きちんとした消費課税をつくらなければ危ない。」

(12) 社会経済の構造変化に対応する税制の提案

「次に、社会経済の変化、低成長、成熟社会、経済の構造変化、国際化に対応して、勤労者の個別的事情を生活者としての視点からとりあげて人

権を尊重し、心と魂を持ったものとして扱っていくという税制をつくることを提案したいのです。そのためには消費税ではだめで、所得税しかできない。所得税というのは1人ひとりの個別事情を考慮することができるのです。この所得税の長所を生かすのです。

第1は、個人住宅の住宅ローン金利の所得控除を提案します。個人の住宅ローンは大変です。家をつくって、30年間も払うのですから、家は台風でガタガタになってもローンは減らない。アメリカでは借入元本100万ドルまでの利息を引いています。

第2は、所得税の課税対象から地方税の住民税と固定資産税を引いてやる。所得税も大変だけれども、地方税が大変なのです。ごそと取られてしまう。取られてみて過酷だなということがわかります。アメリカでは州や郡市町村の住民税と、不動産にかかる地方税である固定資産税が、連邦所得税の課税対象から引けるのです。そのくらいのことをやったらどうですか。

第3は、居住用住宅の賃借料の所得控除、家賃控除の提案です。25万円の月給で7万円、8万円のマンションと称するアパートの家賃を払うというのは大変です。払っている人には引いてやる。家を持っている人には固定資産税を引いてやる。住宅ローンの人には金利を引いてやる。このくらいの光を生活者に当てなければ、民主国家といえないのではないですか。そのくらいのことは政治家はやってほしいと思う。

第4は、女性の能力発揮と社会進出に配慮して、所得税に「2分2乗方式」を導入することです。これはいろいろな議論があるらしいので、これは強制しない。選択制度にして導入したらどうですか。アメリカでは夫婦の所得を合算して、その合算額の2分の1の金額に別建ての低い累進税率を乗じた税額を2倍にして納税額とする所得計算が2分2乗方式として認められています。このように幅広く、個人個人の生活の度合いが違うので

すから、いろいろな事情にマッチするような形で、きめ細かい税制にした方が良いと思います。

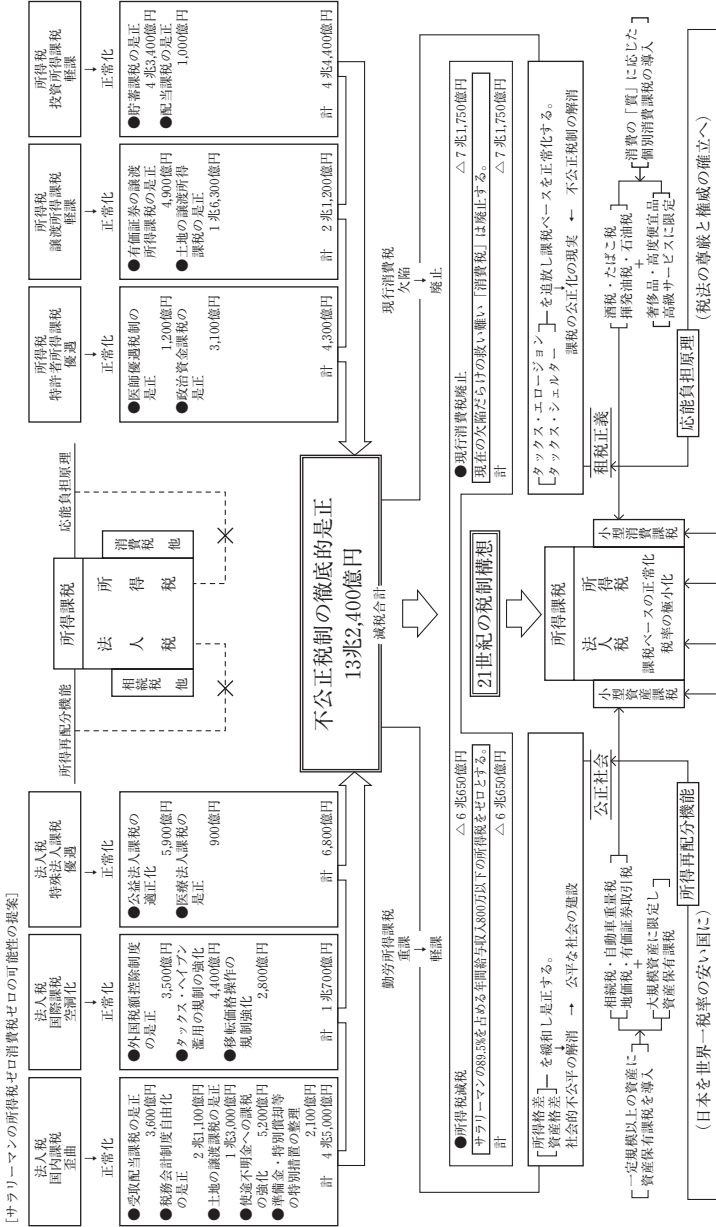
法人税については、中小企業の税制の構築をきちんとやる。次は、企業活動の活性化・国際競争力確保の視点から法人税制の改革をする。真実な実効税負担状況を分析した上で法人課税のあり方を検討し、課税ベースの正常化によるタックス・イロージョンの解消、法人税率の引き下げをやり、住民税や事業税のあり方を検討する。最後に、企業の海外流出による産業の空洞化防止をも視点とした国際税制の整備をし、何とかして産業の空洞化を防がなければならないということです。」

（以上は、1995年9月19日に行われた当年度第4回尾崎行雄記念講演の要旨である。）

4 講演にともなう資料

講演内容に関連する図解を用いた資料を参考として次頁以下に掲載しておく。

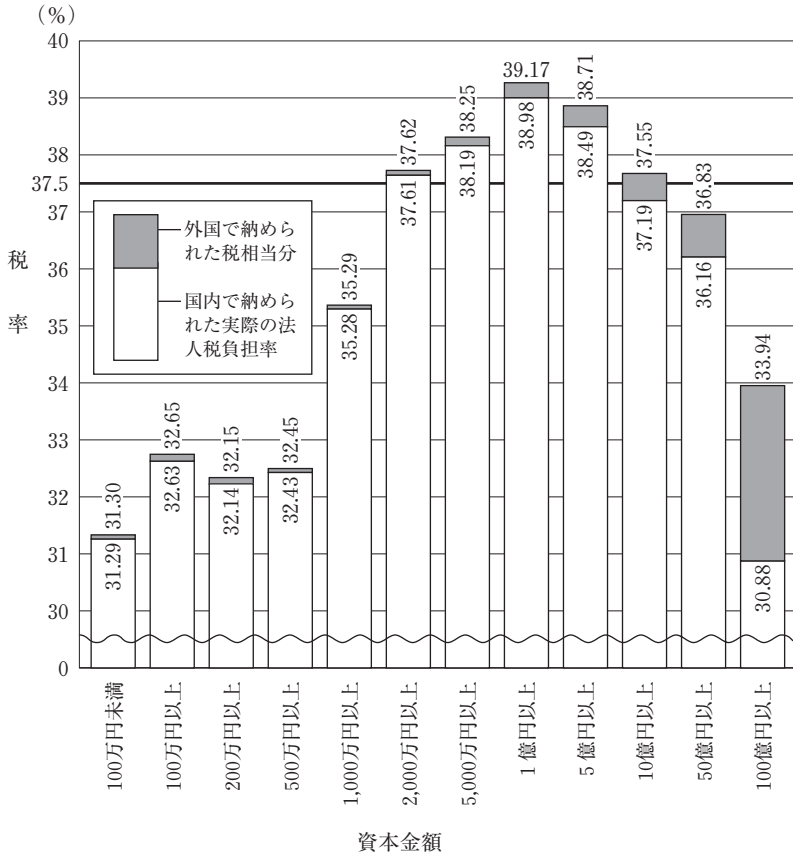
〔参考資料〕 〔図表1〕 緊急税制再改革の基本構想
 —不公正税制の徹底的是正—
 中央大学 富岡幸雄名誉教授 提案



〔図表2〕

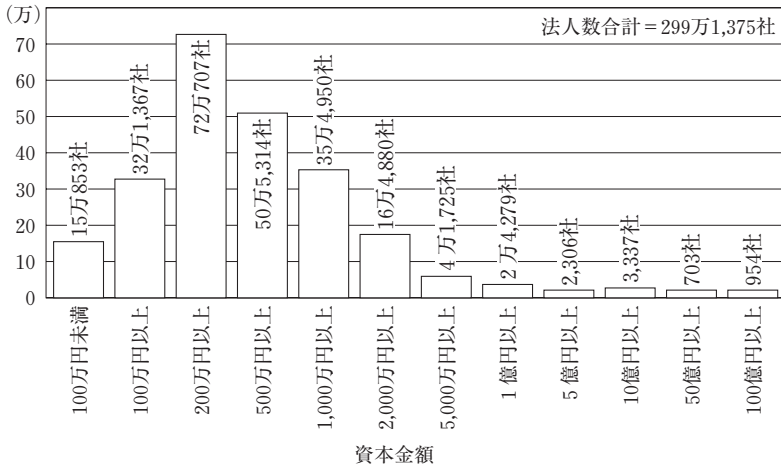
その1 企業規模別の実際の法人税負担率（1992年）

（資本金100万円未満は「相互会社」の分を除いて算出）



その2 企業規模別の法人数（1992年）

（資本金100万円未満は「相互会社」18社を含む）



〔図表3〕 真実な実効税負担率の計算方法

$$\text{実際の法人税負担率} = \text{① 法人税額相当額} \div \text{② 推定企業利益相当額} \times 100$$

① 法人税額相当額 = 算出税額 + 土地譲渡税額 + 留保税額 - 控除税額	② 推定企業利益相当額 = 調査所得金額 + 準備金 + 受取配当益金不算入額 + 特別償却額 - 所得税額控除の所得額への加算分 - 寄付金の損金不算入額 - 交際費の損金不算入額
---	--

〔備考〕 東京新聞サンデー版、1994年6月12日、「世界と日本・大図解シリーズ」
 〔日本の税制・PART2〕『法人税不公正の実態』に公表したものである。

その後における展開は、次によって行っている。

- 拙著『税制再改革の基本構想—「税の公正化」へのチャレンジ—』ぎょうせい、1994年9月1日刊行（法人税の現状と不公正の実態—大企業「税金逃れ」のメカニズムが進行状況、同書59-72ページ、139-193ページ）。
- 拙著『法人税制にみる不公正の実態と大蔵官僚の国会答弁の欺瞞性—今次税制改革で忘れられた重要課題と不公正の是正が妨げられている真相—』商学論纂（中央大学出版社）、第36巻第3・4号、1995年3月10日発行（著しく低い巨大企業の実際の法人税負担の算定基礎と詳細な分析、175-224ページ）。

Ⅶ 景気対策の決め手は勤労所得税と消費税を「ゼロ」に

——「夕刊フジ」の本日の論説委員長として表明——

1 資本所得に対するよりも労働所得に苛酷な日本の税制

所得税においてサラリーマンの「労働所得」に対しては、資産家の「資本所得」よりも重く過酷な課税となっていることを明し、逆転している税制を改めることが緊要である。

1995（平成7）年10月に、税金について集中連載をしていたタブロイド版の夕刊紙「夕刊フジ」から社説の「本日の論説委員長」役として発言を求められ、「景気対策の決め手」として、「勤労所得税、消費税をゼロに」を記述した（「夕刊フジ」平成7年10月10日付）。

以下に、その記述を紹介することにする。

2 サラリーマンの勤労所得税と消費税を「ゼロ」に

(1) サラリーマンの税金は重く、資産家の税金は優遇で軽い

日本ほどサラリーマンが税金を不当に搾り取られている国はない。

例えば所得税では、「労働所得」に対する課税の方が、「資本所得」に対するよりもはるかに重くなっている。労働所得は、サラリーマンが満員電車で長時間、難行苦行し、額に汗して手にした月給やボーナスなど給与所得のこと。資本所得とは、預貯金から得られる利子収入、株の配当、土地や株の譲渡による儲けなど、働かなくとも自然に入ってくる所得のことである。

税金とは本来、納税者の負担能力、税の支払い能力に応じて課されるべきである。労働所得は資本所得よりも獲得するのに辛く苦しいのであるから、税は軽くてよい。ところが日本の税制では、これが逆になっているのだ。

それは、資産家に金融機関への預貯金を奨励し、その資産を産業界の設備投資に回そうとする政策によるものだ。株に対する優遇も同様である。

(2) 法人税制にも「隠れ補助金」の優遇税制

法人税制においても、戦後の経済復興のペースメーカーたらしめるために大企業に対する数々の優遇措置が設けられた。株式の法人間配当を無税にして株の持ち合いを誘導したり、特定の資産に対する早期の減価償却を認めて設備投資を促進した。また、多くの非課税の準備金を認めるなど、大企業に対する「隠れ補助金」ともいべき優遇税制は数多い。

さらに企業には、弾力的にして保守的な会計処理を認める企業会計原則や、商法のルールに税法の方を歩み寄らせてきたため、経理操作の余地が大きくなり、企業は儲けを隠し「含み資産」を蓄積することができる「密室での税金逃れを許す税務会計のメカニズム」が定着している。

あるいは、企業の海外進出を奨励した時代に設けられた国際課税で、税金の海外流出をもたらし、「国に税金を払わない大企業」の存在を許し、野放しのまま放置するタックス・ヘイブンもある。まさに、大企業の「税金逃れ」のメカニズムができあがってしまっているのだ。

これら日本の税制に取り入れられた政策は、制定時には有効で意味があっても、時代が変われば害悪化する。これら時代オクレの仕組みが今、「不公正税制」となっている。

私は、かねてより、税制改革に当たり、まずもって断行すべきは、消費税の増税ではなく、メイン・タックス（主要な税）に存在する不公正の是正であることを主張し続けてきた。

(3) 不公正税制の是正で巨額の財源を発掘

所得税における不公正な投資所得税で4兆4,400億円、譲渡所得課税で2兆1,200億円、特権者所得課税で4,300億円、合計して6兆9,900億円もの規模になる。

法人税でも、国内課税で4兆5,000億円、国際課税で1兆700億円、宗教法人など特殊法人課税で6,800億円、合計6兆2,500億円のスケールにおよぶ。

不公正を是正するだけで、総合計13兆2,400億円の財源が試算できる。これは、1995年度の歳入予算の23.3%に達する。

(4) サラリーマンの主権を回復する「税の公正化」への挑戦

この巨大な不公正税制により、ウマイ汁を吸っている既得権者たちから、その不当な特権を奪い取ることにより、逆進性が強く弱い者いじめの消費税は増税どころか、徴収停止＝凍結することができ、そのうえ、サラリーマンの90%近くを占める年間給与収入800万円以下の所得税をゼロにすることができるのだ。

いまこそ、サラリーマン・生活者いじめの税制を根本的に改革し、働き蜂であるサラリーマンの主権を回復するため、「税の公正化」に向けての果敢な挑戦を訴えたい。

景気対策のキメ手は、土地税制いじりではない。消費拡大に直結する消費税のストップである。

〔付記〕

本シリーズ「税務会計学研究70年の歩み」は、本稿の後に、次の記述が続く予定であるが、紙数の関係から、順次、別稿に期することにする。

- ・消費税5%実施前の税制改革シンポジウム
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代後期・中編——
- ・このまま消費税の増税の継続でよいのか
——税務会計学研究70年の歩み・1990年代後期・後編——
- ・「原理論」の完成で教授の使命達成を志向
——税務会計学研究70年の歩み・2000年代前期・前編——
- ・税金を払わない巨大企業を衝く研究を進展
——税務会計学研究70年の歩み・2000年代前期・後編——

- ・ 中小企業の活性化に逆行する法人税制改革
——税務会計学研究70年の歩み・2000年代後期・前編——
- ・ 不公平税制是正による増収試算論の覚書
——税務会計学研究70年の歩み・2000年代後期・後編——
- ・ 税制検証と政治分析の総合社会科学を展望
——税務会計学研究70年の歩み・2010年代前期・前編——
- ・ 国難に直面している日本活性化への提言
——税務会計学研究70年の歩み・2010年代前期・後編——
- ・ 消費税2桁時代に対処する税財政のあり方
——税務会計学研究70年の歩み・2010年代後期・前編——
- ・ 社会公正のための総合社会科学の構想
——税務会計学研究70年の歩み・2010年代後期・後編——